

第3編 健康福祉

福祉政策

高齢福祉

障がい福祉

生活福祉

児童（母子）福祉

保険年金

健康

介護保険事業

市民病院

第1章 福祉政策

福祉総務課

第1節 地域福祉の推進

少子・高齢化が進む中、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が求められている。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生力の高いコミュニティを構築していく必要がある。

本市では、平成31年3月に策定した「平塚市地域福祉リーディングプラン」に基づき、地域及び平塚市社会福祉協議会、行政の協働により、「町内福祉村」の活動拠点整備や、活動の仕組みづくりを進め、住民相互の支え合い、ふれあい交流活動の活性化を図ることで、地域福祉を推進している。

【町内福祉村設置状況等】

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H10	松原地区町内福祉村	天沼7-8 (松原分庁舎内)
H11	花水地区町内福祉村	袖ヶ浜20-1 (なぎさふれあいセンター内)
H12	港地区町内福祉村	夕陽ヶ丘66-1 (港ベイサイドホール内)
H14	金田地区町内福祉村 (いちごの会)	入野104-2 (金田公民館付随)
H15	岡崎地区町内福祉村 (おかざき鈴の里)	岡崎5928
H16	松が丘地区町内福祉村 (みんなの広場)	東中原二丁目5-15 (市営東中原住宅敷地内)
H16	城島地区町内福祉村 (城島ふれあいの里)	小鍋島621-1 (城島分庁舎内)
H18	大神地区町内福祉村 (大神よりきの郷)	大神3344-4 (リフレッシュプラザ平塚内)
H19	八幡地区町内福祉村	西八幡二丁目3-50
H22	旭南地区町内福祉村 (あさひの絆)	高村203 平塚高村団地13号棟105号室
H22	富士見地区町内福祉村 (ぬくもりの家)	中里35-1
H23	旭北地区町内福祉村	公所868 (西部福祉会館内)
H24	吉沢地区町内福祉村 (ひだまりの里)	上吉沢395-1 (吉沢公民館内)
H25	横内地区町内福祉村 (横内スマイル広場)	横内3790-2
H25	なでしこ地区町内福祉村	撫子原12-54 (なでしこ公民館内)

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H26	四之宮地区町内福祉村	四之宮三丁目 20-26 (四之宮公民館内)
H27	田村地区町内福祉村 (たむら福祉村)	田村五丁目 27-12 (田村自治会館内)
H29	豊田地区町内福祉村	南豊田 381 (豊田分庁舎内)

町内福祉村の実践活動は地域住民の主体的な参加によって進められ、地域のボランティアによる相談の場を設け、身近な生活支援、ふれあい交流活動を実施している。

なお、平成 28 年度からは町内福祉村活動の一部に介護保険法に規定される介護予防・日常生活支援総合事業を取り入れている。

【町内福祉村のボランティア登録者数及び活動実績】

年度	町内福祉村 設置地区数	ボランティア 登録者数	相談件数	身近な生活 支援件数	ふれあい交 流開催数	ふれあい交 流参加者数
3	18	1,823 人	1,462 件	5,187 件	6,701 回	55,392 人
4	18	1,514 人	1,450 件	5,130 件	7,847 回	75,256 人

第 2 節 自殺対策

日本の自殺者数は平成 24 年に年間 3 万人を下回ったものの、いまだに約 2 万人の方が自殺で亡くなっており、深刻な状況である。

平成 18 年 10 月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに自殺者の親族等に対する支援について定めた「自殺対策基本法」が施行され、この基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定された。

平塚市においても、自殺対策のための条例である「平塚市民のこころと命を守る条例」が平成 19 年 12 月議会において可決、制定された。

この条例が施行された平成 20 年度から、「こころと命のサポート事業」として条例の基本的施策に基づく具体的な取組を実施している。

さらに、平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

平塚市では、平成 31 年 3 月に「第 1 期平塚市自殺対策計画」を策定した。

1 こころと命のサポート事業内容

(1) 普及啓発関連

ア 相談窓口案内「気づいてくださいこころのサイン」を活用した普及啓発

「ひとりで悩まず相談を」というメッセージと相談窓口の情報を広く伝えることを目的に作成し周知を図っている。

イ メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用した普及啓発

パソコンや携帯電話、スマートフォンを使って簡単にストレスや心の落ち込み度がチェックできるメンタルヘルスチェックシステムを導入し、サービス提供している。

ウ 自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）関連事業

図書館に「こころと命のサポートのための本」コーナー設置、ポスター掲示、広報ひらつか・FM湘南ナパサ・ホームページで情報発信をした。他にも市庁舎本館の多目的ホールでパネル展を開催、若年層の自殺対策として、市内の中高生を対象にお守り型リーフレットを配布した。

エ 命の大切さの普及啓発（協働事業で実施）

日ごろから本を通じた地域活動をしている団体と、本の読み聞かせ等の活動を通じて「命の大切さ」を伝える取組を協働で進めている。一部保育園、小・中学校等では「いのちの尊さをつたえる本」の読み聞かせを実施した。

オ 視聴覚教材を活用した普及啓発

学校での道徳教育や人権教育で活用してもらうためにいじめの問題や命の大切さをテーマとしたDVDの貸出について学校等へ周知した。

(2) 人材育成関連

ア 中学生を対象にした「生き方・命の大切さを学ぶ講演会」を実施した。

イ ゲートキーパー養成

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成した。

ウ 自殺対策研修会

自殺の問題への正しい理解を深めるとともに、関係者等の専門知識向上のため、研修会を実施した。

(3) 推進体制関連

自殺対策を推進していくため、自殺対策庁内会議、自殺対策担当者会議、平塚市自殺対策会議を開催し、庁内外との連携協力体制の強化、情報共有を図った。

(4) その他

身近な方、大切な方を自死で亡くされた方を対象に、気持ちを語り、わかちあう「わかちあいの会（自死遺族の集い）」を神奈川県と協働で実施した。

第3節 保健福祉総合相談窓口

多様で複合的な課題を抱える相談者に対する支援として、総合的に相談内容を把握、整理し、担当課との調整を行い、解決を図った。

複数の窓口にあぐら相談についても、相談者に担当窓口まで足を運ばせることなく、連絡及び調整を迅速に行い、問題等の解決に努めた。また、保健福祉に関する情報の収集及び提供を行った。

令和4年4月から令和5年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談 203 件、電話相談 735 件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	19	29	家族関係	7	8
介護保険	2	13	住宅関係	1	1
高齢者福祉	3	7	病院・医療関係	3	8
在宅福祉・介護	2	3	生活環境	4	5
障害者福祉	1	10	生活困窮（生活・就労相談）	13	34
生活保護	14	14	生活困窮（医療費相談）	4	7
児童・母子福祉	0	1	住居確保給付金	7	103
年金・保険	3	3	健康・保健関係	0	1
貸付相談	0	4	子育て	0	0
DV	0	0	教育関係	0	0
ホームレス	5	19	ボランティア	0	0
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	13	34	その他	102	431

第4節 生活困窮者自立支援

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、仕事や生活に困っている生活困窮者に対する自立支援を行っている。この制度は、いわゆる第2のセーフティネットと呼ばれる、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うものである。

また、同法の規定を踏まえ、平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市生活困窮者自立支援計画」を策定した。

1 自立相談支援事業

自立相談支援事業については、平塚市社会福祉協議会へ委託して実施し、相談を行う窓口である「くらしサポート相談」を保健福祉総合相談窓口と併設する形で本館内に設置している。

令和4年4月から令和5年3月までの支援状況は、次のとおりである。

プラン作成件数 269 件、就労者数 27 人、増収者数 14 人

令和4年4月から令和5年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談 3,635 件、電話相談 1,662 件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	0	1	家族関係	14	11
介護保険	8	27	住宅関係	42	93
高齢者福祉	0	0	病院・医療関係	28	80
在宅福祉・介護	4	10	生活環境	0	3
障害者福祉	9	6	生活困窮（生活・就労相談）	979	931
生活保護	38	15	生活困窮（医療費相談）	0	0
児童・母子福祉	0	0	住居確保給付金	467	130
年金・保険	0	0	健康・保健関係	1	0
貸付相談	679	188	子育て	0	1
DV	0	8	ひきこもり	128	67
ホームレス	25	8	自立支援金	1,152	2
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	24	65	その他	37	16

2 ホームレス自立支援事業

長引く不況による失業や病気、人間関係、家庭内の問題等様々な要因が複雑に絡み合っ、ホームレス（路上（野宿）生活者）は年々増加し、平塚市においても、平成 15 年 1 月に実施された全国調査で県内では横浜、川崎に次いで 3 番目に多い 112 人のホームレスが確認された。ホームレスの問題に関しては、平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が公布され、この中で、国や地方公共団体の責務が明らかにされ、自立の意思があるホームレスを支援することになった。10 年間の時限立法として成立した同法は、その後、平成 24 年 6 月の法改正により 5 年間、平成 29 年 6 月の法改正によりさらに 10 年間延長され、引き続き、自立の意思のあるホームレスに対する支援及び施策の推進が行われることになった。

平成 27 年度からは、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業として、これまで実施していたホームレス巡回相談等を行うこととなった。現在は、同事業の委託先である平塚市社会福祉協議会と平塚市が協働して、月 2 回のホームレス巡回相談などのホームレス自立支援施策及び支援を行っている。

なお、平塚市のホームレスの人数は、全国調査（目視調査）の結果、令和 5 年 1 月時点で 21 人となっている。

3 住居確保給付金

平成 24 年度まで実施していた「住宅手当緊急特別措置事業」、平成 26 年度まで実施していた「住宅支援給付事業」にかわるもので、離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由、都合によらない給与、就業機会の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行った。住居確保給付金は 3 か月を限度とし住宅費を支給し、一定の要件を満たせば 2 回までの延長及び再申請が可能であると

ともに、就労支援相談員による就労支援を実施するものである。

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）における申請等件数は次のとおりである。

申請件数	支給決定件数
117 人	120 人

4 就労準備支援事業

「はたらっく・ひらつか」を実施拠点として設置し、就労に必要な知識や技能が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている等の理由ですぐには一般企業で働くことのできない方などを対象に、スキルアップセミナー、職場実習等の支援プログラム実施し、できる体験を増やし、就労への自信を高めることを目指している。

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）における支援件数等は次のとおりである。

新規利用登録者数	延べ支援件数	就労者数
11 人	521 件	4 人

5 家計改善支援事業

経済的に困窮又は困窮するおそれがあり、家計に関して困りごとを抱えた方などを対象に、家計相談支援員が家計の状況を把握して、家計表やキャッシュフロー表などを用いた出納管理、家賃・税金・公共料金などの滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援のほか、債務整理に関する支援などを行うものである。それにより、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防するものである。

これらの支援を通じて、相談者個々に合った家計にかかわる行動をセルフコントロールするスキルを身につけることを目指している。

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）における支援件数等は次のとおりである。

利用登録者数 (うち、新規)	延べ支援件数
111 人 (66 人)	412 件

6 一時生活支援事業

ホームレス等に対し、一時生活支援事業及び自立相談支援事業の実施により、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行うこと、及び生活上の様々な相談に応じることにより、安定した生活を営めるよう支援し、もって生活困窮者等の自立を促進することを目的とした事業である。

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）における利用決定件数は次のとおりである。

利用決定件数
1 人

7 認定就労訓練事業

「働きたいのに働く場となかなかつながることができない」「働きたいけど家庭の事情があつて短時間からしか働けない」「すぐには一般企業で働くのは難しい」など、さまざまな事情から今すぐ一般企業等で働くことが難しい方に対して、訓練として就労体験や、支援付きの雇用を提供

する事業である。

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）における利用決定件数は次のとおりである。

利用決定件数
0人

8 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(1) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、世帯人数に応じた支援金を給付した事業である。

(2) 支給期間・支給金額（月額）

3カ月間。ただし、1回に限り再申請が可能。

単身世帯（6万円）、2人世帯（8万円）、3人以上世帯（10万円）。

(3) 支給申請の方式

神奈川県社会福祉協議会より提供される貸付の情報をもとに、いわゆるプッシュ型で申請書を送付した。

令和4年度（令和4年7月～令和5年3月）における支援件数等は次のとおりである。

申請者数	支給決定者数	支給金額
387人	405人	105,180,000円

第5節 成年後見制度

認知症や知的及び精神障がい等により判断能力が十分でない方に対する権利擁護の観点から、成年後見制度の市長申立てや後見人等に対する報酬を助成する等の利用支援を行った。また、地域に根差した権利擁護推進の中核的な役割を担う機関として平成26年9月に平塚市成年後見利用支援センター（以下、「センター」という）を設置し、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として位置づけた。センターでは、公開講座や出張講座の開催による制度の普及啓発活動や、弁護士による専門相談の実施等により成年後見制度の利用支援を図るとともに、地域における成年後見制度の担い手育成として、市民後見人の育成・活動支援を行った。

令和3年度及び令和4年度における相談等件数は次のとおりである。

年度	電話相談	来所相談	相談計
3	548件	193件	741件
4	529件	244件	773件

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策

についての基本的な計画を定めることが努力義務とされ、平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市成年後見制度利用促進計画」を策定した。

第6節 民生委員児童委員

本市の民生委員児童委員定数は408人（令和4年12月1日～）で、うち46人が主任児童委員である。令和4年度における活動状況は次のとおり。

相談・支援件数 (内容別)	区 分	件数	相談・支援件数 (分野別)	区 分	件数
	在宅福祉			259	高齢者に関すること
介護保険		200	障害者に関すること	413	
健康・保健医療		399	子どもに関すること	1,177	
子育て・母子保健		296	その他	1,429	
子どもの地域生活		423			
子どもの教育・学校生活		301			
生活費		243			
年金・保険		22			
仕事		29			
家族関係		140			
住居		129			
生活環境		254			
日常的な支援		1,570			
その他		2,610			
	計	6,875		計	6,875
その他の活動件数	調査・実態把握	15,332	訪問回数	訪問・連絡活動	36,787
	行事・事業・会議への参加・協力	11,774		その他（調査等）	34,339
地域福祉活動・自主活動	14,918		計	71,126	
民児協運営・研修	15,324		連絡調整回数	委員相互	23,704
証明（調査・確認等）事務	222			その他の関係機関	12,739
要保護児童の発見の通告・仲介	53		計	36,443	
	計	57,623		活動日数	56,987
	合 計	64,498			

第7節 社会福祉基金

市民・企業・団体・行政が一体となって、地域福祉の充実を図るため、市の拠出金と市民からの寄附金による平塚市社会福祉基金を昭和56年度から設置している。この基金設定により、市民の地域福祉活動への関心が高まってきている。基金事業としては、(1)地域福祉活動の条件整備及び推進に関する事業 (2) ボランティアの育成及び活動の支援・推進に関する事業 (3) 各種援護の充実を図る事業 (4) その他福祉施策の展開を図るための活動経費及び助成事業等を行っている。

1 基金の受入状況

(単位 円)

年度	区分	寄 附 件 数	寄 附 金 額	基金受入累計額
3		60	3,609,765	1,032,342,691
4		58	1,439,273	1,033,781,964

第8節 福社会館・南部福社会館・西部福社会館・七国荘・余熱利用施設

1 福社会館

平塚市福社会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的する施設である。また、福社会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
1,676	17,428	19,104

イ 会議室等の利用 (単位 人)

第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	料理講習室
4,605	7,185	4,195	2,865	515
身障 いこい室	身障知的障 がい判定室	奉仕活動室	集会室	計
596	0	1,253	1,315	22,529

ウ 相談室の利用

B相談室	734 件
C相談室	291 件
D相談室	54 件

(2) 事業内容

ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、市内在住の高齢者及び障がい者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的として開設している。

なお、毎月第2・第4日曜日には、障がい者団体を対象に日曜開館を実施している。

イ 健康相談

血圧測定等 2,123 人

ウ 主な講座

(ア) 初心者のためのスマートフォン講座	5回	延参加人数	40人
(イ) 看護師によるミニ講座	13回	〃	169人

2 南部福祉会館

平塚市南部福祉会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的する施設である。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
0	14,894	14,894

イ 会議室等の利用 (単位 人)

会議室	ボランティア活動室	計
3,672	4,898	8,570

ウ 機能回復訓練用温水プールの利用 (単位 人)

機能訓練会		教室		個人	団体	計
0回	0	90回	680	8,311	257	9,248

エ 健康相談

血圧測定等 1,831 人

オ 主な講座

くすのき体操・健康チャレンジ体操	月1～2回程度	延参加人数	400人
エンジョイステップ&フィットネス	月1回程度	〃	141人
プール教室(アクアフィットネス)	月3回程度	〃	616人
クラフト教室	月1回程度	〃	98人
リラクゼーションヨガ	月1回程度	延参加	138人

3 西部福祉会館

平塚市西部福祉会館は高齢者や障がい者、子育て中の親や子ども等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的する施設である。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
1,468	27,571	29,039

イ 子育てサロンの利用 (単位 人)

どれみ(水～土)	のびのび(日～火)	計
4,056	1,515	5,571

ウ 会議室等の利用 (単位 人)

会議室	小会議室	工芸室	教養娯楽室	地域活動室	調理室	計
8,147	1,675	2,958	4,334	186	49	17,349

教養娯楽室の人数は、老人福祉センターの個人利用の数字に含まれる。

エ 多目的ホール及びその他の利用 (単位 人)

多目的ホール	その他(会館まつり)	計
14,205	350	14,555

オ 健康相談

血圧測定等 2,357 人

カ 主な高齢者集い事業

介護予防体操・足健康教室	月 1 回程度	延参加人数	602 人
はつらつビューティー体操	月 1 回程度	〃	329 人
ピンポンの日	月 1 回程度	〃	159 人
オレンジカフェ	月 2 回程度	〃	746 人

キ 主な子育て支援事業

おもちゃの病院	月 1 回程度	延参加人数	333 人
スワローランド	月 1 回程度	〃	241 人

4 七国荘

平塚市七国荘は高齢者及び青少年に対しレクリエーションの場を提供し、高齢者及び青少年の福祉を増進し、並びに青少年の健全育成を図ることを目的とする施設である。

(1) 利用状況

(単位 人)

団体利用	個人利用	青少年の家	計
799	1,599	0	2,398

ア 主な高齢者集い事業

健康体操	月 1 回程度	延参加人数	109 人
囲碁ボール	月 1 回程度	〃	162 人
文化教養教室	月 1 回程度	〃	102 人

イ 主な青少年支援事

サマーイベント	年 1 回	〃	49 人
---------	-------	---	------

5 余熱利用施設 (リフレッシュプラザ平塚)

平塚市余熱利用施設は市民の健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流促進を図ることを目的とする施設である。子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対して、運動をとおした健康づくりを進める健康増進センターと、高齢者の健康相談、教養講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況 (単位 人)

健康増進室	トレーニング室	浴場	その他	計
23,178	12,342	26,137	14,587	78,250

ア 主な健康増進事業

子供泳ぎ方教室	定期的に開催	延参加人数	2,488人
大人泳ぎ方教室	〃	〃	282人
アクアトレーニング	〃	〃	599人
ヨガ教室	〃	〃	1,623人
エアロビクス	〃	〃	1,059人
サーキットトレーニング	〃	〃	552人

イ 主な老人福祉事業

教室(お香、籐工芸、水墨画)	月2～3回程度	〃	140人
相続・遺言相談	月1回程度	〃	34人

※各館の利用状況のまとめについては、次のとおり

施設名	区分	利用人数	
福社会館	老人福祉センター	19,104	
	会議室等	第1会議室	4,605
		第2会議室	7,185
		第3会議室	4,195
		第4会議室	2,865
		料理講習室	515
		身障いこい室	596
		判定室	0
		奉仕活動室	1,253
		集会室	1,315
		小計	22,529
	合計	41,633	
南部福社会館	老人福祉センター	14,894	
	会議室等	会議室	3,672
		ボランティア活動室	4,898
		小計	8,570
	機能回復訓練用プール	9,248	
	花水公民館附属体育館	240	
合計	32,952		

西部福祉会館	老人福祉センター		29,039
	サ ロ ン	子育てサロンどれみ (水～土)	4,056
		子育てサロンのびのび (日～火)	1,515
		小計	5,571
	会 議 室 等	会議室	8,147
		小会議室	1,675
		工芸室	2,958
		(教養娯楽室) ※老人福祉センターの数字に含まれる。	(4,334)
		地域活動室	186
		調理場	49
		小計	13,015
	多目的ホール	14,205	
	その他	350	
	合計	62,180	
七国荘	老人憩いの家		2,378
余熱利用施設	健 康 増 進 ・ 老 人 福 祉	健康増進室 (水中トレーニング槽)	23,178
		トレーニング室	12,342
		多目的室 A	545
		多目的室 B	0
		教養娯楽室	2,469
		機能回復訓練室	1,955
		集会室	9,618
		健康相談室	1,245
		栄養指導室	175
		カラオケルーム	586
		浴場	26,137
	合計	78,250	

第9節 社会福祉法人関係

1 社会福祉法人の所轄庁

平成25年4月1日から社会福祉法人に関する許認可等の権限が国、都道府県、政令指定都市及び中核市に加えて一般市にまで拡大された。これにより、平塚市の区域内でのみ事業を行う社会福祉法人は平塚市が所轄庁となり、許認可等の業務を行うこととなった。

平塚市が所管する社会福祉法人一覧

社会福祉法人名	住 所	主な施設
旭福社会	河内310	あさひ保育園(児童)
大野福社会	四之宮二丁目10-10	八幡保育園(児童)
岡崎福社会	岡崎449	ゆうかり保育園(児童)、岡崎ケアセンター(高齢)
研水会	万田三丁目18-10	高根台ホーム(高齢)
湘南敬友会	岡崎4015-1	陽だまりの丘(高齢)
湘南曾寿会	南豊田85-1	豊田敬愛ホーム(高齢)
湘南富士見会	桜ヶ丘9-41	桜ヶ丘ケアセンター(高齢)
真幸会	紅谷町12-12 LBアヴェニュー4F	真土すばる保育園(児童)、ケアハウス湘南の里(高齢)
伸生会	御殿二丁目17-42	平塚特別養護老人ホーム(高齢)
進和学園	万田二丁目12-22	進和やましろホーム(障がい)、いずみ保育園(児童)
則信会	西真土四丁目23-35	ケアハウスういすたりあ(高齢)
つちや社会福祉会	土屋2196-1	ローズヒル(高齢)
徳栄会	松風町23-54	もんもん保育園(児童)
中原福社会	南豊田301-1	中原保育園(児童)
花	南金目346-1	でい工房花はな(障がい)
浜岳福社会	北金目二丁目9-24	金目保育園(児童)
平塚あさひ会	公所705-1	れんげの郷
平塚市社会福祉協議会	追分1-43	
平塚地域生活福祉会	平塚五丁目8-26	スペースセル(障がい)
翠福社会	四之宮一丁目8-92	みどり保育所(児童)
和心知会	片岡833-10	わしんち元気・平塚(高齢)

2 設立、定款変更の認可等

社会福祉法人の設立、定款の変更等については、所轄庁の認可を受けなければその効力は生じない。また、基本財産の担保提供等については、所轄庁の承認が必要となる。

許認可・届出等件数 (単位 件)

項 目	令和4年度	令和3年度
設立認可	0	0
定款変更認可	5	4
基本財産の処分	0	2
担保提供等の承認	0	0
合併認可	0	0
定款変更届	1	1
代表者の変更届	3	0

3 指導監査

社会福祉法人は、主に高齢者や障がい者、児童などを対象とした福祉サービスを行っており、公的な優遇措置も受けていることから、適正な法人運営と安定的な社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁である本市が運営全般に対して積極的に助言、

指導を行っている。また、指導監査において重大な問題又は不祥事が判明した法人に対しては、改善が認められるまで継続的に指導監査を実施している。

なお、指導監査の結果等は市ホームページ上で公開している。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

原則3年に1回、指導監査を行う。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に指導監査を実施する。

(2) 特別指導監査

定期指導監査において法人運営に法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営に重大な問題を有する法人について、指導監査を行う。

指導監査件数

		項目	令和4年度	令和3年度	単位
(1)一般指導監査	ア 定期指導監査	指導監査対象	12	8	法人
		文書指摘	49	33	件
		口頭指摘	55	45	件
	イ 臨時指導監査	指導監査対象	0	0	法人
		文書指摘	0	0	件
		口頭指摘	0	0	件
(2)特別指導監査		指導監査対象	0	0	法人
		文書指摘	0	0	件
		口頭指摘	0	0	件

第2章 高齢福祉

高齢福祉課、地域包括ケア推進課

令和7年(2025年)にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる。こうした中、介護保険制度を維持し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことを可能とするために、限りある資源を効率的かつ効果的に活用することに加え、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となる。

これらを踏まえ、高齢者の生活支援に取り組み、安心していきいきと生活を営めるよう高齢者福祉施策の充実に努めた。

1 高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)の推進

令和3年度からの3か年を計画期間とする高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])に基づき、その理念として掲げる「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を図るため、高齢福祉分野等の事業を展開して在宅福祉サービスの充実に努めた。

2 老人ホームへの入所委託

養護老人ホームへの本年度入所委託は次のとおりである。

老人ホーム措置状況

(単位 人)

養 護 老 人 ホ ー ム		
施 設 名	3年度	4年度
平塚養護老人ホーム	49	52
横須賀老人ホーム	0	0
湘風園	1	1
富岡ホーム	12	12
敬愛の園	0	0
えびな南高齢者施設	3	2
藤沢養護老人ホーム	1	1
するが荘(静岡県)	1	1
天羽養護老人ホーム(千葉県)	1	1
計	68	70

老人福祉法第10条及び第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置の状況は次のとおりである。

やむを得ない措置状況

令和3年度 利用者 15人

令和4年度 利用者 25人

3 敬老祝品の贈呈

高齢者に敬愛の意を表し、88歳と100歳以上の方にはメッセージカード、99歳と男女最高齢者の方にはメッセージカードと祝品を9月に贈呈した。敬老祝品贈呈内容は次のとおりである。

敬老祝品贈呈内容

年 齢	対 象 者 数		祝 品
88 歳 (米寿)	男 性 426 人	女 性 805 人	(88 歳) メッセージカード
99 歳 (白寿)	11 人	73 人	(99 歳) メッセージカード、ひざ掛け、レッグウ
100 歳以上	23 人	143 人	オーマー
計	460 人	1,021 人	(100 歳以上) メッセージカード (男女最高齢者) メッセージカード、手編みのブランケット、 フラワーアレンジメント

4 軽作業代行業

ひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援するため、作業員を派遣し、軽易な日常生活援助を行った。

延利用者 66 人 事業費 342,480 円

5 通院介助事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図った。

延利用者 39 人 事業費 95,900 円

6 ふとん乾燥・丸洗い事業

ねたきり高齢者が使用している寝具を衛生的にし、快適な日常生活を送ることができるよう巡回によるふとんの乾燥丸洗いを実施した。

延利用者 乾燥 135 人 丸洗い 45 人 事業費 329,835 円

7 在宅時緊急通報システム事業

緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があるひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム用機器を貸与し、緊急事態発生時における迅速な緊急体制の確立を図り、日常生活の安全の確保を図った。

利用者 81 人 (うち年度途中での撤去 22 人) 事業費 3,039,740 円

8 お話し見守り歩数計 (ひらつかミルック) 事業

ひとり暮らし高齢者等に見守り歩数計機器を貸与し、歩数計機能による利用対象者の健康促進、緊急事態発生時における迅速な救援体制の確立、利用対象者の日常生活の安全確保等を図った。

利用者 266 人 (うち年度途中での撤去 45 人) 事業費 4,865,520 円

9 認知症等行方不明SOS平塚事業

認知症高齢者の行方が分からなくなったときに協力機関（タクシー会社、郵便局、FMラジオ局、薬局等）に情報を提供して搜索の協力を依頼するシステムを展開した。また、おおよその位置が測定できる見守りGPSを貸与し、早期発見を図った。

ネットワーク登録者 227 人（うちGPS利用者 34 人） 事業費 524,040 円

10 老人クラブ支援

老人クラブは、地域を基盤に 60 歳以上の会員により、教養・生きがい・体育レクリエーション・奉仕・地域社会交流活動を通じて高齢者の福祉の向上に努めている。市はこれらのクラブの活動を支援するために、補助金を交付した。

老人クラブ補助金交付状況

ク ラ ブ 数	会 員 数	補 助 金
96	3,597 人	6,467,600 円（うち連合会分 2,666,000 円）

11 ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業

自宅で理容・美容サービスを受けることを希望する、ねたきりや重度障がいの高齢者に対し利用者負担の一部を助成する助成券を交付した。

交付者 121 人 使用枚数 272 枚 助成額 544,000 円

12 老人福祉施設整備助成事業

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の減少に努めるため、令和3年度から令和5年度までを実施期間とする平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）に基づき、特別養護老人ホームの増床に向けて事業者と調整を行った。

第3章 障がい福祉

行政総務課、障がい福祉課

本市の障がい者（児）は、身体、知的、精神障害者の合計13,128人（延べ13,618人）である。障がい者が地域の一員として暮らせるようにサービスの拡充を図るとともに、障害福祉サービスが定着するよう努めている。

第1節 障がい者の現状

1 身体障害者（児）障害別等級別状況 （単位 人）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
3,204	1,333	1,248	1,790	352	526	8,453

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢 体	583	1,102	875	1,037	336	200	4,133
聴 覚	0	256	136	203	0	365	960
視 覚	179	226	52	42	95	31	625
言 語	0	0	103	70	0	0	173
内 部	1,930	23	371	696	0	0	3,020
合 計							8,911

2 身体障害者手帳の新規交付

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障害者（児）と規定し、法に基づく福祉対策の対象としている。

（単位 人）

肢 体	聴 覚	視 覚	言 語	内 部	計
137	61	26	8	288	520

3 知的障害者（児）程度別状況 （単位 人）

最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
351	371	574	1,060	2,356

注：最重度 A1 I Q おおむね20以下 中 度 B1 I Q 36～50
 重 度 A2 I Q おおむね21～35 軽 度 B2 I Q 51以上

4 療育手帳の新規交付

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付される。

（単位 人）

最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
0	8	14	68	90

5 精神障害者保健福祉手帳所持者程度別状況 (単位 人)

1級	2級	3級	計
354	1,762	693	2,809

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、平成14年度から市が精神障害者に対する福祉業務の窓口となっている。

6 精神障害者保健福祉手帳の新規交付

精神障害者に対して、各種の制度利用を目的として交付される。

(単位 人)

1級	2級	3級	計
14	127	116	257

第2節 補装具及び日常生活用具

1 補装具費の支給

身体の失われた部分や障がいのある部分の機能を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入及び修理の費用を身体障害者(児)等に助成する。

(延件数)

	義眼	補聴器	義手	義足	装具	車いす	杖	その他	計
交付	0	100	1	9	118	40	34	23	325
修理	0	52	0	16	70	121	0	14	273
合計	0	152	1	25	188	161	34	37	598

2 日常生活用具給付等事業

身体障害者(児)等の日常生活が、より円滑に行われるための用具の購入費用を助成する。

(延件数)

介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報・意思 疎通支援用具		排泄管理 支援用具	居宅生活動 作補助用具	計
			点字図書	その他			
36	40	35	5	67	6,997	7	7,187

第3節 自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療

1 居宅介護事業(ホームヘルプサービス)等

重度の障がい等のため、日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)の家庭等を訪問して、家事、介護及び通院の介助、視覚障がい者の同行援護等を行う。

利用者数(人)	派遣時間数(時間)
386	63,408

2 移動支援

重度の障がい等のため、移動に介助が必要な障がい者(児)(全身性障がい、知的障がい、精神

障がい) に対して、社会参加等のための移動支援を行う。

利用者数 (人)	派遣時間数 (時間)
150	7,857

3 短期入所事業

重度の障がい者 (児) を介護している家族が、疾病や旅行等の理由によって介護ができない場合、一時的(1週間程度)に障がい者 (児) が施設へ入所する。

利用者数 (人)	利用日数 (日)
237	10,804

4 生活介護事業

日中活動に常時介護を必要とする障がい者に対して、施設にてサービスを提供する。

利用者数 (人)	利用日数 (日)
652	140,408

5 就労移行支援・就労継続支援A型 (雇用契約によるもの)・B型

施設通所型サービスにより、就労や生産活動の機会を提供し、一般就労等への移行支援を行う。

就労移行支援

利用者数 (人)	利用日数 (日)
133	15,764

就労継続支援A型

利用者数 (人)	利用日数 (日)
78	13,809

就労継続支援B型

利用者数 (人)	利用日数 (日)
637	95,690

就労定着支援

利用者数 (人)	利用日数 (日)
72	611

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能障害者に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い意思疎通を支援することにより、社会参加を促進する。

	利用者数 (人)	派遣回数 (回)
手話通訳	58	513
要約筆記	15	52

7 地域活動支援センター事業

事業所ごとのプログラムに沿って、日中活動の場を提供する。

利用者数 (人)	利用日数 (日)
391	36,583

8 日中一時支援事業

介護者のレスパイト (休息) 等を目的とした日中の一時預かりサービスを提供する。

利用者数 (人)	利用回数 (回)
169	8,563

9 施設訓練等支援事業

(1) 施設入所支援事業

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行う。

施設数 (施設)	利用者数 (人)
53	270

(2) 共同生活援助事業

指導職員を配置した住居を提供することにより、障がい者の自立生活を支援し、社会参加を促進する。

	施設数 (施設)	利用者数 (人)
共同生活援助 (グループホーム)	132	394
福祉ホーム	2	2

10 自立支援医療

(1) 自立支援医療 (更生医療)

18歳以上の身体障害者に対して、障がいの軽減や機能の回復を目的とした手術、治療の医療費を一部負担する。

新規申請者数 (人)	利用者数 (人)
35	180

(2) 自立支援医療 (育成医療)

そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 (18歳未満) に対して、その障がい除去又は軽減するために治療を受けた場合や装具を作成した場合の医療費を一部負担する。

新規申請者数 (人)	利用者数 (人)
6	9

(3) 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している者を対象に、その医療費を一部負担する。

新規申請者数（人）	利用者数（人）
622	4,968

第4節 相談・手当・重度障害者医療費助成

1 障がい種別ごとの相談件数

平成18年10月から、障がい特性に応じた専門的な相談支援を行えるよう、相談支援事業所へ相談業務を委託している。(延件数)

	電話	訪問	来所	その他
しせん相談室ひらつか（身体障がい）	6,105	1,025	82	478
サンシティひらつか（知的障がい）	5,678	240	886	150
ほっとステーション平塚（精神障がい）	5,624	227	892	179

2 障がい者就労促進事業

障がい者の就労や職場定着を支援するため、ひらつか就労援助センターに助成している。

新規相談者数（人）	左記のうち一般就労者数（人）
84	40

3 障害者虐待防止センター通報受理件数

障害者虐待防止法に基づき、障がい福祉課に障害者虐待防止センターを設置している。

通報受理件数（件）
45

4 福祉手当

重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給する。

	支給月額（円）	対象人数（人）
障害児福祉手当	14,850	119
特別障害者手当	27,300	202
経過的福祉手当	14,850	8
心身障害者福祉手当	3,000	5,985

5 重度障害者医療費助成事業

重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより負担の軽減を図る。

対象人数（人）	支給件数（件）
6,008	188,301

第5節 障がい者ワークステーション事業

知的障がい者等が市職員として市役所で働くことにより、仕事のスキルや社会性を身に付け、一般就労へのステップアップを目指し、支援員の指導の下、各課に潜在する軽易な事務作業等をするための場所として、ワークステーションひらつか「夢のタネ」を平成27年2月に設置した。

1 設置目的

(1) 福祉の視点

ア 「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」（平塚市障がい者福祉計画）を実現するため、障がい者の働く場を提供する。

イ 障がい者の一般就労へのステップアップを支援する。

(2) 事業主の視点

ア 障がい者雇用を推進する。（法定雇用率の達成）

イ 公的な事業主として、障がい者雇用の推進モデルを示す。

ウ 庁内の軽易な事務作業等を集約処理し、仕事の効率化を図る。

2 職員体制（令和5年4月1日現在）

支援員：3名 障がい者スタッフ：4名

3 運営実績

(1) 事業実績

庁内 55 の部署から業務の依頼を受けて、通知の封入・封かん、印刷、シュレッダー、パソコンの入力等 550 件の業務を完了させた。また、学校版夢のタネでは、小学校4校、中学校1校で業務を行い、9件完了させた。

(2) 就労支援

夢のタネの運営目的の一つであるスタッフの一般就労を目指して民間企業の見学・実習に取り組み、4人が就職した。

また、養護学校やサンシティひらつかなどから見学・実習生を受け入れることにより夢のタネのPRと障がい者の支援を行った。

第4章 生活福祉

福祉総務課、生活福祉課

第1節 生活保護

本市の生活保護法による被保護世帯数・人員は、令和4年度末現在2,958世帯・3,691人で保護率は14.32%である。近年、保護率は高齢化の進展や単身世帯の増加など、社会的状況を背景に微増で推移していたが、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により増加の傾向にある。令和4年度における本市の保護開始は445件で、主な理由は預貯金、手当、仕送り収入の減少・喪失、就労収入の減少・喪失が挙げられる。これに対して廃止は368件で、主な理由は死亡・失そう、就労収入の増加である。

なお、最低生活費の尺度となる生活保護基準は、国民生活の動向等を勘案し、改定されている。

1 生活保護分類

(1) 被保護世帯・人員の状況（年度末現在） (注 %は千分率を示す)

区分 年度	世帯	人口	被保護者		人口に対する 保護率
			世帯	人数	
3	113,763	257,274	2,896	3,646	14.17%
4	115,555	257,694	2,958	3,691	14.32%

(2) 扶助別人員の状況（年間延人数） (単位 人)

区分 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
3	37,319	38,579	2,100	9,130	34,199	0	791	84
4	37,759	39,203	1,932	9,437	34,632	2	903	83

(3) 世帯構造の状況

ア 労働力類型別世帯（年度末現在） (単位 世帯)

区分 年度	世帯主稼動世帯				世帯員の 稼動世帯	非稼動 世帯
	常用	日雇	内職	その他		
3	245	57	7	84	59	2,444
4	246	62	8	101	62	2,478

イ 世帯類型別世帯（年度末現在） (単位 世帯)

区分 年度	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他
3	1,621	141	632	502
4	1,613	129	681	535

(4) 保護の開始・廃止の状況

開始の理由	件数	比率	廃止の理由	件数	比率
世帯主の傷病	40 件	9.0 %	世帯主の傷病の治癒	0	0.0 %
世帯員の傷病	7	1.6	世帯員の傷病の治癒	0	0.0
就労収入の減少・喪失	19	4.2	就労収入の増加	40	10.9
世帯主の死去・離別	4	0.9	死亡・失そう	205	55.7
預貯金、手当、仕送り 収入の減少・喪失	307	69.0	年金、手当、仕送り 収入の増加	7	1.9
他市から転入	20	4.5	親族・縁者等の引取	20	5.4
その他	48	10.8	施設入所	6	1.6
			他市への転出	34	9.2
			その他	56	15.3
計	445	100.0	計	368	100.0

ア 1世帯及び1人当り保護費 (単位 円/月)

区分 年度	世帯当り	1人当り
	3	179,575
4	183,502	147,060

イ 扶助別保護費の状況 (単位 円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費
3	1,862,464,866	1,119,084,656	16,161,006	211,205,548
4	1,912,404,950	1,147,574,355	15,255,060	236,370,384

区分 年度	医療扶助費	その他	施設事務費	計
3	2,923,392,758	25,378,809	82,891,243	6,240,578,886
4	3,088,833,522	29,103,469	84,054,418	6,513,596,158

第2節 援護対策

1 戦没者遺族援護

(1) 平塚市遺族会

市内戦没者遺族等の相談援護や各種慰霊活動を行っている遺族会に対し、その運営及び事業を援助する目的で補助金を交付した。

(2) 平塚市戦没者及び戦災殉難者追悼事業

平塚市戦没者及び戦災殉難者を追悼し、平和を祈念するために、令和4年10月、「平塚市戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集い」を実施した。

2 災害見舞金

火災等による被災者に対して、次のとおり見舞金等を交付した。

(単位 円)

	全焼・全壊		半焼・半壊		消火損害		床上浸水		土砂等のたい積	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1人世帯	2	100,000	0		0		0		0	
2人以上世帯	4	320,000	2	100,000	0		0		0	
店舗・事務所	0		0		0		0		0	
合計	6	420,000	2	100,000	0		0		0	

	傷病		死亡	
	件数	金額	件数	金額
世帯主	2	100,000	0	0
その他	0		1	500,000
合計	2	100,000	1	500,000

3 原子爆弾被爆者慰問金

原子爆弾の投下により被爆した方に対し、慰問金5,000円を交付した。

40人 200,000円

第5章 児童（母子）福祉

保育課、こども家庭課

1 児童手当制度

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

支給要件は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育する者となっており、支給額は3歳未満の児童1人につき月額15,000円（一律）、3歳以上小学校修了前の児童1人につき月額10,000円（ただし、第3子以降の児童については1人につき月額15,000円）、中学生の児童1人につき月額10,000円（一律）となっている。また、平成24年6月分から所得制限が導入され、令和4年6月分から制度が変わり、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給、所得上限限度額以上の場合は支給なし（資格喪失）となっている。

児童手当延人数及び金額

区分	令和4年度					
	児童手当		特例給付		施設等入所等児童	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
被用者	244,308	¥2,731,455,000	21,020	¥105,100,000		
非被用者	47,578	¥534,180,000	1,378	¥6,890,000	1,179	¥12,215,000
小計	291,886	¥3,265,635,000	22,398	¥111,990,000	1,179	¥12,215,000
合計	延人数	金額				
	315,463	¥3,389,840,000				

2 児童扶養手当制度

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする。

対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護する母又は監護し生計を同じくする父、あるいは父母にかわって児童を養育している人が手当を受けることができる。

支給要件

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童

(9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

・次のような場合、手当は支給されない。

児童が …………… ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき（非監護）。

ウ 上記支給要件に該当しなくなったとき。

父、母又は養育者が … ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。

手当の額		(令和5年3月時点)
区 分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方 (所得に応じて決定)
児童1人のとき	月額43,070円	月額43,060円から10,160円までの10円きざみの額
児童2人のとき	加算額10,170円	加算額10,160円から5,090円までの10円きざみの額
児童3人以上のとき	1人あたりの加算額6,100円	1人あたりの加算額6,090円から3,050円までの10円きざみの額

手当の請求者及び扶養義務者等の所得が政令で定める額以上の場合は、手当の全額又は一部を支給しない。

児童扶養手当延人数及び金額

区 分	令和3年度		令和4年度		
	延人数(人)	金額(円)	延人数(人)	金額(円)	
全部支給者	10,962	473,119,920	10,465	451,212,900	
一部停止者	9,798	280,524,490	9,631	275,425,740	
加算額	2子加算	7,842	74,205,680	7,386	69,727,610
	3子以降加算	2,641	15,601,590	2,343	13,666,040
合 計	—	843,451,680	—	810,032,290	

3 家庭児童相談

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭その他からの相談等の対応を行っている。

相談件数

(単位 件)

	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
3年度	2,045	0	0	0	0	0	2,045
4年度	1,677	0	2	4	21	0	1,704

4 母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対し自立に必要な相談や支援等を行っている。

相談件数

(単位 件)

	生活一般	児童	生活援護	その他	計
3年度	245	210	540	11	1,006
4年度	401	230	615	3	1,249

5 児童福祉施設等

令和4年4月1日現在、市内の認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園は、認可保育所が37か所、小規模保育事業所が5か所、幼保連携型認定こども園が3か所、幼稚園型認定こども園が5か所あり、また助産施設は1か所となっている。

(1) 保育所等（認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園）

ア 施設数・定員・入所者数

令和4年4月1日現在の施設数、定員及び入所者数は次のとおりである。

なお、令和4年4月1日現在、保護者の勤務地等の関係による他市からの受託児童は48人、他市への委託児童は86人であった。

令和4年4月1日現在(管外受委託を除く)

		保育所等		入所者数			
		施設	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
3年度	公立	8か所	693	260	136	288	684
	民間	41か所	3,348	1,365	655	1,366	3,386
	合計	49か所	4,041	1,625	791	1,654	4,070
4年度	公立	8か所	693	250	132	279	661
	民間	42か所	3,377	1,366	668	1,372	3,406
	合計	50か所	4,070	1,616	800	1,651	4,067

※認定こども園の「定員」及び「入所者数」は、保育部分のみ含む。

イ 保育料階層区分別入所者数

保育料は保護者の前年分の所得に応じて計算される市民税所得割額により算定され、税額により区分された保育料の階層ごとの入所者数は次のとおりである。

令和4年4月1日現在(管外受委託を除く)

階層	世帯区分		3歳未満児				3歳以上児	総計	
			保育料基本額(円/月)	第1子	第2子	第3子	合計		保育料基本額(円/月)
A	生活保護世帯		0	5	2	2	9	無償	
B	1	非課税所得割世帯	0	49	13	2	64		
	2		0	17	19	26	62		
C	市町村民税均等割課税世帯		7,200	4	8	2	14		
D	1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円 未満	10,400	39	26	9		74
	2		48,600円 以上	13,400	16	16	2		34
	3		60,000円 以上	17,000	30	8	1		39
	4		70,000円 以上	21,200	24	13	3		40
	5		77,000円 以上	25,600	71	53	7		131
	6		97,000円 以上	29,600	144	85	7		236
	7		130,000円 以上	34,600	103	55	8		166
	8		150,000円 以上	39,400	91	54	6		151
	9		169,000円 以上	44,000	139	64	6		209
	10		211,000円 以上	49,000	93	67	8		168
	11		260,000円 以上	53,800	54	31	2		87
	12		301,000円 以上	55,000	30	22	1		53
	13		360,000円 以上	56,200	13	8	1		22
	14		397,000円 以上	57,600	9	6	0	15	
15	425,000円 以上	59,600	4	2	0	6			
16	450,000円 以上	61,800	6	2	0	8			
17	475,000円 以上	64,000	19	9	0	28			
				960	563	93	1,616	2,451	4,067

注：1 保育料基本額は、子ども・子育て支援新制度における保育標準時間のもの。他に保育短時間がある。

2 保育料は、第1子は保育料基本額、第2子は基本額の1/2、第3子は無料。

3 市民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい児(者)が同居している世帯等については保育料の負担軽減措置が始まり、基本額は2,600円、第2子は無料。

4 幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳以上児及び3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯(階層「A」及び「B」)の保育料は無償となった。

ウ 開放保育事業

公立保育園の開放保育は平成4年に2園から始まり、現在では保育園が実施する子育て支援の中心事業の一つとして全ての公立保育園・認定こども園で実施している。子育て親子が安心して遊べる場所の提供、保護者間の交流の場づくり、育児相談や育児情報誌の発行など各園が工夫を凝らし積極的な支援活動を行っている。

年度 \ 区分	実施保育所	実施回数	参加児童数	参加児童数のうち 3歳未満児の人数
3	8	97	56	52
4	8	351	441	395

※令和2年4月10日から令和3年11月1日までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 助産施設

助産施設は経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の入所助産の措置をしており、市内は平塚市民病院に設置されている。令和3年度は4件、令和4年度は5件、実施した。

6 母子福祉資金等利子補給事業

母子世帯等の経済的自立と生活安定向上を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金利用者に対し、利子相当額を補給することによって、経済的負担の軽減と償還意欲の向上を図った。

件数及び金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
3年度	4	5,134
4年度	3	3,507

7 ひとり親家庭等の医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療保険診療分の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図った。

対象世帯数	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	計
R4. 3. 31 現在	1,694	55	11	1,760
R5. 3. 31 現在	1,626	52	9	1,687

8 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業促進のために教育訓練や高等職業訓練を受けたとき費用の一部等を給付し、自立支援を図った。

(単位 人)

年度	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金		計
		高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金	
3年度	8	4	1	13
4年度	6	6	3	15

9 離婚前後親支援モデル事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が養育費確保のために債務名義の作成や養育費の保証契約を結ぶ際に係る費用の一部等を補助し、ひとり親家庭等の生活の安定を図った。

(単位 人)

	養育費に関する 債務名義取得促進補助金	養育費の保証促進補助金	計
4年度	5	0	5

10 子育て支援センター事業

豊田分庁舎で、子育て親子の交流ひろばの開設並びに育児不安についての相談及び地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行った。(平成9年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	3	3,379	4,021	7,400
	4	3,487	4,389	7,876

育児相談 件数	年度	面接	電話	その他
	3	2,246	15	188
4	2,182	45	202	

11 つどいの広場事業

主に乳幼児(0歳から3歳)とその親の交流・つどいの広場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを実施した。

(1) つどいの広場「もこもこ」(平成17年9月27日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	3	1,671	1,756	3,427
	4	1,494	1,643	3,137

育児相談 件数	年度	件数
	3	292
4	242	

(2) つどいの広場「きりんのおうち」(平成22年2月26日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	3	3,899	4,169	8,068
	4	4,743	5,123	9,866

育児相談 件数	年度	件数
	3	426
4	406	

(3) つどいの広場「どれみ」(平成22年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	3	1,391	1,654	3,045
	4	1,808	2,248	4,056

育児相談 件数	年度	件数
	3	183
	4	178

(4) つどいの広場「ぼけっと」(平成29年4月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	3	1,321	1,457	2,778
	4	1,518	1,702	3,220

育児相談 件数	年度	件数
	3	40
	4	31

(5) つどいの広場「ここにくらす」(平成30年11月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	3	802	933	1,735
	4	810	873	1,683

育児相談 件数	年度	件数
	3	38
	4	21

12 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織を設立し、会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援した。(平成15年7月1日相互援助活動開始)

会員数	年度	依頼会員	支援会員	両方会員
	3	1,515	271	29
	4	933	276	31

活動報告	年度	活動件数
	3	1,734
	4	2,280

13 病児・病後児保育事業

生後6か月から小学校3年生まで（麦・もんもん病児保育室は小学校6年生まで）の児童が病期中又は病気の回復期にあつて集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育した。

(1) 麦・もんもん病児保育室(令和3年4月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
3	342	536
4	375	750

(2) 平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」(平成25年8月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
3	187	95
4	247	101

14 地域療育システム事業

こども発達支援室を設置し、障がい（軽度発達障がいを含む）のおそれがある未就学児を中心とした相談を受け、経過観察に基づいて関係機関への紹介を行っている。

療育相談事業

(1) 初回相談件数

	件数
3年度	309
4年度	318

初回相談内容別件数(重複あり)

	言語	発達	身体	社会性	その他
3年度	146	25	10	152	4
4年度	154	31	7	123	13

(2) 専門相談件数

	実件数	延件数
3年度	771	3,641
4年度	736	3,420

専門相談内訳(重複あり)

	臨床心理士	言語聴覚士	ことばの相談員	作業療法士	理学療法士	保育士
3年度	1,630	151	1,192	581	48	39
4年度	1,746	126	1,029	470	35	14

(3) 経過観察グループ

	実施回数	実件数	延件数
3年度	153	100	839
4年度	211	143	1,101

15 およこ広場事業

市内4か所の子どもの家を利用して、地域の親子が安心して遊べる場を提供し、子育て支援情報の提供や育児に関する様々な相談を行った。

なお、令和2年度末で廃止を前提に実施を見合わせている。

	実施回数	参加児延べ人数	相談件数
2年度	24	214	58

16 小児医療費の助成事業

子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るため、平成28年4月から通院年齢の引き上げを行い、中学3年生までの入院及び通院に係る医療費の助成を行っている。(小学生以上の所得制限については、令和2年1月に撤廃された。)

(1) 医療証交付者数

未就学児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	小計
	1,295	1,492	1,494	1,649	1,657	1,722	1,787	11,096
小学生	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	12歳児		小計
	1,818	1,865	1,823	1,828	1,942	1,905		11,181
中学生	13歳児	14歳児	15歳児					小計
	1,949	2,072	1,997					6,018
							計	28,295

(2) 小児医療費助成状況

	助成件数 (件)	助成額 (円)
3年度	346,975	746,174,074
4年度	357,325	752,141,535

17 児童発達支援等事業 (障害児通所給付、障害児相談支援等)

(1) 児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活の動作や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
3年度	169	9,179
4年度	209	11,094

(2) 放課後等デイサービス

学齢期の児童・生徒に対して放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や余暇支援などを行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
3年度	631	65,044
4年度	678	70,976

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活のために必要な支援を行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
3年度	14	134
4年度	13	149

(4) 障害児相談支援

障害児とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための障害児支援利用計画を作成する。

	利用者数 (人)
3年度	802
4年度	887

(5) 障がい児タイムケア

小学生の重症心身障がい児を対象に、放課後や長期休暇中の活動を支援する。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
3年度	0	0
4年度	0	0

第6章 保険年金

保険年金課

第1節 国民健康保険

昭和29年7月旭村の合併により、村営で実施していた国保を継承し、一部の地区実施という形態で運営されていたが、昭和31年9月国保実施町村である大野町ほか5か村（金目村は昭和32年10月合併）を合併したのに伴い、国民健康保険課が設置された。昭和32年4月からは、全市域を対象に実施している。国保診療報酬請求にかかる審査、支払事務については、昭和52年4月から県国保団体連合会へ委託した。昭和59年10月に退職者医療制度が創設された。国民健康保険制度の改正により、平成14年10月から、70歳以上の被保険者（昭和7年10月1日以後生まれの人）に「高齢受給者証」の交付を開始した。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設された。

平成30年度からは国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市は保険給付や税率の決定など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うことになった。

1 国保世帯、被保険者数 (単位 世帯、人)

年度	世帯数	被保険者	一般被保険者	介護保険制度第2号被保険者	人口	加入率 (%)
3	35,583	53,625	53,625	16,973	255,630	20.98
4	34,186	50,438	50,438	16,274	256,050	19.70
増減	-1,397	-3,187	-3,187	-699	420	-1.28

介護保険制度第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

資格取得（加入者）の内訳 (単位 人 資料：事業年報)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
3	1,793	7,337	133	145	1	248	9,657
4	2,338	7,497	149	113	1	222	10,320
増減	545	160	16	-32	0	-26	663

資格喪失（脱退者）の内訳

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
3	1,400	6,226	292	405	2,760	359	11,442
4	1,699	7,160	308	412	3,482	446	13,507
増減	299	934	16	7	722	87	2,065

2 国保運営協議会

国民健康保険法第 11 条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議し、併せて市長の諮問に応ずるために、設置している。被保険者を代表とする委員 4 人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人（一般医 2 人、歯科医 1 人、薬剤師 1 人）、公益を代表する委員 4 人、被用者保険等保険者を代表する委員 1 人の計 13 人で構成している。

3 保険給付

(1) 給付の種類及び内容

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への入院
- オ 療養費（診療費、補装具、柔道整復師やはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術、移送等）
- カ 高額療養費（一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、超えた分を支給）
- キ 高額療養費（外来年間合算）（年間に外来診療で支払った医療費が一定額を超えた場合に支給）
- ク 高額介護合算療養費（年間に利用された医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた部分のうち、医療費にかかる分を支給）

(2) 給付割合

- ア 「6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日以前」の幼児は 8 割
- イ 70 歳以上 75 歳未満は 8 割。現役並み所得者は 7 割
- ウ 上記以外の被保険者は 7 割

(3) その他の給付

- ア 出産育児一時金
被保険者が出産したとき 420,000 円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときは 408,000 円）を支給
- イ 葬祭費
被保険者が死亡したとき 50,000 円を支給
- ウ 傷病手当金
新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の 3 分の 2 に相当する額を、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間分を支給

4 特定健康診査・特定保健指導

被保険者に対し、より健康的な生活習慣へと行動変容を促し、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、内臓脂肪症候群に着目した健診・保健指導を実施している。

年度		2	3	増減
特定 健康診 査	対象者数（人）	39,287	38,192	-1,095
	受診者数（人）	12,810	12,940	130
	受診率（%）	32.6	33.9	1.3
特定 保健指 導	対象者数（人）	1,314	1,320	6
	（動機付け支援）	1,056	1,047	-9
	（積極的支援）	258	273	15
	終了者数（人）	208	231	23
	（動機付け支援）	178	215	37
	（積極的支援）	30	16	-14
	終了率（%）	15.8	17.5	1.7
	（動機付け支援）	16.9	20.5	3.6
（積極的支援）	11.6	5.9	-5.7	

注：令和4年度の確定値は、令和5年11月末頃の予定。

5 国民健康保険税

国保財政の根幹ともいべき保険税の賦課徴収については、医療費の状況等を十分検討し、国保事業の健全な運営を期している。平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い保険税（医療分）に介護保険の保険税（介護分）を合わせて国民健康保険税として徴収することとなった。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期支援分を徴収することとなった。

平成31年4月から滞納整理事務に臨む体制を強化し、適正な賦課や収納率の向上のため、標準システムの導入や業務のデジタル化を進めている。

(1) 保険税の賦課方法

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式

(2) 納期等

ア 納期 10期

イ 賦課期日 4月1日

ウ 賦課限度額 医療分 650,000円 後期支援分 200,000円
 （令和4年度） 介護分 170,000円 （40歳～64歳まで）

(3) 収納方法

年金からの特別徴収、口座振替による納付、金融機関での直接納付、コンビニエンスストアでの直接納付。

国民健康保険税賦課徴収状況（現年分）

（単位 円 資料：事業年報・月報）

年度	区分	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)	世帯当 り調定額	1人当 り調定額
3		5,612,121,600	5,230,181,731	381,939,869	93.19	155,918	102,469
	（一般被保険者分）	5,612,121,600	5,230,181,731	381,939,869	93.19	155,918	102,469
	（退職被保険者等分）	0	0	0	0	0	0
4		5,741,357,200	5,334,989,570	406,367,630	92.92	163,933	109,990
	（一般被保険者分）	5,741,357,200	5,334,989,570	406,367,630	92.92	163,933	109,990
	（退職被保険者等分）	0	0	0	0	0	0
増減		129,235,600	104,807,839	24,427,761	-0.27	8,015	7,521
	（一般被保険者分）	129,235,600	104,807,839	24,427,761	-0.27	8,015	7,521
	（退職被保険者等分）	0	0	0	0	0	0

注：収納額には還付未済を含まない

6 決算（見込）状況

歳入

（単位 円）

区分	3年度		4年度		増減
	決算額	比率	決算額	比率	
国民健康保険税	5,535,592,382	21.2%	5,560,870,980	21.9%	25,278,598
一般被保険者国民健康保険税	5,533,991,019		5,560,287,561		26,296,542
退職被保険者等国民健康保険税	1,601,363		583,419		-1,017,944
一部負担金	0	0.0%	0	0.0%	0
使用料及び手数料	23,100	0.0%	29,700	0.0%	6,600
国庫支出金	7,007,000	0.0%	4,267,376	0.0%	-2,739,624
国庫補助金	7,007,000		4,267,376		-2,739,624
災害臨時特例補助金	6,726,000		4,000		-6,722,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	281,000		4,263,376		3,982,376
県支出金	18,289,807,808	70.0%	17,507,698,912	68.9%	-782,108,896
県補助金	18,289,807,808		17,507,698,912		-782,108,896
保険給付費等交付金	18,289,807,808		17,507,698,912		-782,108,896
普通交付金	17,928,486,808		17,139,052,912		-789,433,896
特別交付金（保険者努力支援分）	84,605,000		96,137,000		11,532,000
特別交付金（特別調整交付金分（市町村分））	84,387,000		60,816,000		-23,571,000
特別交付金（県繰入金（2号分））	150,918,000		170,705,000		19,787,000
特別交付金（特定健康診査等負担金）	41,411,000		40,988,000		-423,000
繰入金	1,986,989,106	7.6%	2,020,410,200	8.0%	33,421,094
他会計繰入金	1,986,989,106		1,987,410,200		421,094
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	801,686,645		803,024,901		1,338,256
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	460,669,594		482,268,436		21,598,842
未就学児均等割保険料繰入金	0		13,162,126		13,162,126
職員給与費等繰入金	421,695,004		441,481,354		19,786,350
出産育児一時金等繰入金	36,307,562		31,530,552		-4,777,010
国保財政安定化支援事業繰入金	74,630,301		73,942,831		-687,470
その他一般会計繰入金	192,000,000		142,000,000		-50,000,000
基金繰入金	0		33,000,000		33,000,000
繰越金	189,743,314	0.7%	229,436,258	0.9%	39,692,944
諸収入	128,594,357	0.5%	73,906,773	0.3%	-54,687,584
合 計	26,137,757,067	100.0%	25,396,620,199	100.0%	-741,136,868

歳出

(単位 円)

区分	3年度		4年度		増減
	決算額	比率	決算額	比率	
総務費	426,871,294	1.6%	447,278,054	1.8%	20,406,760
保険給付費	18,054,516,842	69.7%	17,232,353,692	68.2%	-822,163,150
療養諸費	15,716,773,947		15,018,656,811		-698,117,136
一般被保険者療養給付費	15,512,172,274		14,835,142,690		-677,029,584
退職被保険者等療養給付費	0		0		0
一般被保険者療養費	155,657,365		144,007,319		-11,650,046
退職被保険者等療養費	0		0		0
審査支払手数料	48,944,308		39,506,802		-9,437,506
高額療養費	2,262,212,918		2,142,368,586		-119,844,332
一般被保険者高額療養費	2,260,993,894		2,141,368,276		-119,625,618
退職被保険者等高額療養費	0		0		0
一般被保険者高額介護合算療養費	1,219,024		1,000,310		-218,714
退職被保険者等高額介護合算療養費	0		0		0
移送費	0		99,057		99,057
出産育児諸費	56,589,483		48,988,189		-7,601,294
葬祭諸費	18,050,000		18,450,000		400,000
傷病手当金	890,494		3,791,049		2,900,555
国民健康保険事業費納付金	7,150,388,252	27.6%	7,162,795,302	28.4%	12,407,050
医療給付費分	4,740,713,553		4,855,879,075		115,165,522
一般被保険者医療給付費分	4,737,634,137		4,855,879,075		118,244,938
退職被保険者等医療給付費分	3,079,416		0		-3,079,416
後期高齢者支援金等分	1,732,528,426		1,657,872,633		-74,655,793
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,732,528,426		1,657,872,633		-74,655,793
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0		0		0
介護納付金分	677,146,273		649,043,594		-28,102,679
共同事業拠出金	396	0.0%	490	0.0%	94
保健事業費	210,644,291	0.8%	218,753,615	0.9%	8,109,324
基金積立金	0	0.0%	50,000,000	0.2%	50,000,000
諸支出金	65,899,734	0.3%	142,237,039	0.5%	76,337,305
予備費	0	0.0%	0	0.0%	0
合計	25,908,320,809	100.0%	25,253,418,192	100.0%	-654,902,617
歳入歳出差引額	229,436,258		143,202,007		-86,234,251

第2節 国民年金

昭和36年に創設された国民年金制度は、国民の老後の生活を支える社会保障制度として重要な役割を果たしている。

一方、少子高齢化の進展や経済基調の変化等により、昨今の公的年金制度を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした社会情勢から、長期的に安定した年金制度を運営するため、様々な法改正や制度の見直しが図られてきた。また、平成12年4月の地方分権一括法施行に伴い、それまで機関委任事務として行われてきた市町村の事務は法定受託事務として再編成された。さらに、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、一連の業務が日本年金機構に委任・委託されるなど、国と市町村の役割分担についても継続的に見直しが行われている。

1 国民年金被保険者状況 (単位 人)

年度	人 口			被 保 険 者 数			比率 (%) (B/A)
	計 (A)	男	女	計 (B)	男	女	
3	255,630	127,553	128,077	48,059	16,151	31,908	18.8
4	256,050	127,669	128,381	46,531	15,926	30,605	18.2
増減	420	116	304	-1,528	-225	-1,303	-0.6

(単位 人)

年度	計	被 保 険 者 適 用 状 況		
		第1号被保険者数		第3号被保険者数
		強制	任意	
3	48,059	29,727	491	17,841
4	46,531	29,032	517	16,982
増減	-1,528	-695	26	-859

2 被保険者の異動状況 (単位 人)

年度	前年度 被保険者数	増加要因		減少要因		差引	現 在 被保険者数
		取得	転入	喪失	転出		
3	49,003	10,058	2,018	11,326	1,694	-944	48,059
4	48,059	10,912	2,026	12,795	1,671	-1,528	46,531
増減	-944	854	8	1,469	-23	-584	-1,528

3 免除被保険者状況 (単位 人)

年度	強制被保険者数 (A)	免 除 者 数			免除率 (%) (B/A)
		計 (B)	法定免除	申請免除等	
3	29,727	11,945	2,918	9,027	40.2
4	29,032	11,782	2,971	8,811	40.6
増減	-695	-163	53	-216	0.4

第3節 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展等、大きな社会環境の変化に伴い社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあるなか、国民皆保険を維持しつつ将来にわたって医療保険制度を維持可能なものとしていくため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その見直しの一つとして、従来の老人保健制度が廃止となり平成20年4月1日より75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が施行された。この制度は現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく医療保険制度である。制度運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり保険証の交付、保険料の決定、医療を受けたときの給付等を行う。市町村は広域連合と連携を図り保険料の徴収、申請受付・相談などの窓口事務を行う。

(1) 後期高齢者医療保険料

被保険者一人一人が保険料を負担する。保険料は被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。納付方法は原則として年金からの天引きによる納付（特別徴収）か口座振替による納付、金融機関への直接納付（普通徴収）になる。

※ 保険料の「均等割額」並びに「所得割額」の算定率は神奈川県後期高齢者医療広域連合の条例で定められ、2年ごとに見直される。

なお、保険料には軽減措置が設けられている。

後期高齢者医療保険料賦課徴収状況（現年度） （単位 円）

年度	区分	調定額	収納額	未収額	収納率（%）
3		3,027,322,420	3,021,968,390	5,354,030	99.82
4		3,217,344,920	3,212,934,620	4,410,300	99.86

（収納額には、還付未済を含む）

被保険者数 （単位 人）

年度	区分	65歳以上 75歳未満の 障害認定者	75歳以上	合計	前年比
3		203	36,872	37,075	1,188
4		176	38,818	38,994	1,919

第7章 健康

健康課

第1節 保健衛生

「自分の健康は、自分で守る」という考え方を基本として、日常生活における健康づくりを支援するため、次の事業を実施している。

1 母子保健事業

母子の健康保持増進を図るため、妊娠・出産・育児に到るまでの一貫した事業として、母子健康手帳の交付、健康診査（妊婦健診、産婦健診（令和4年度から実施）4か月児健診、8～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）、乳幼児ケア、家庭訪問（妊産婦・新生児訪問等）、健康教育（母親父親教室、祖父母教室、むし歯予防教室、離乳食・幼児食教室、幼児健診事後フォロー教室等）、健康相談（育児相談、7か月児相談、オンライン育児相談、育児栄養相談）等を実施している。

(1) 母子保健事業推進連絡会

母子保健事業の円滑な推進を図ることを目的としている。構成員は、関係団体、関係機関から推薦された4人で構成している。令和4年度は連絡会議を1回開催した。

(2) 子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラールーム はぐくみ

切れ目のない育児支援を目的として妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの様々な悩み、育児相談等に専門職が対応した。また、関係機関との連携により必要な支援につなげられた。平成31年4月から管理栄養士を配置し、健やかな妊娠、出産、育児のための適切な食生活を支援している。同年4月から、Hello Baby 育児体験や出産準備を個別に実施している。あわせて、令和元年10月から妊娠中及び産後の家庭に対し、家事や育児の負担軽減を目的に、産前・産後ヘルパー派遣事業を実施している。令和5年1月から、出産後の体調に不安がありサポートが得られないお母さんが、医療機関や助産院によるケアを受け、体調の回復、育児の不安を解消するための産後ケア事業を実施している。

ア 母子健康手帳の交付 (単位 冊)

日本語	外国語	合計
1,258	45	1,303

イ 産後ケア

申請数(件)	利用数(人)
23	17

ウ 継続支援 (単位 人)

件数
216

エ ママはぐ

実施回数(回)	参加者延人数(組)
12	121

オ 栄養相談(単位 人)

件数
410

カ Hello Baby 育児体験

参加人数(組)
44

キ 産後メンタルヘルス相談

実施回数(回)	利用件数(件)
12	41

ク 関係機関との連絡調整 (単位 回)

妊娠・出産包括支援連携会議
2

ケ 産前・産後ヘルパー派遣事業

実施回数(回)	実施人数(人)
624	61

コ 養育支援訪問事業

実施回数(回)	実施人数(人)
30	5

サ 妊婦タクシー利用助成事業

申請者(人)	1枚500円の利用枚数(枚)
1,252	13,124

シ 父子手帳及び祖父母手帳の交付 (単位 冊)

父子手帳	祖父母手帳
1,270	1,270

(3) 各種教室

区分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
母親父親	16	295
離乳食・幼児食	20	341
むし歯予防	21	205

※父母の数のみ集計

(4) 妊婦健康診査(個別方式)(単位 人)

受診者数	実受診者数
15,620	1,411

(5) 妊婦歯科健康診査(単位 人)

受診者数
345

(6) 産婦健康診査 (単位 人)

受診者数
725

(7) 新生児聴覚検査 (単位 人)

受診者数	AABR	OAE
1,107	1,080	27

(8) 4か月児健康診査 (個別方式) (単位 人)

対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	事後指導者
1,376	1,345	54	38	119	197

(9) 8～10か月児健康診査 (個別方式) (単位 人)

対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	事後指導者
1,408	1,394	97	44	81	258

(10) 1歳6か月児健康診査 (単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	う蝕有病者数
36	1,503	1,468	174	33	109	16

(11) 2歳児歯科健康診査 (単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	う蝕有病者数
24	1,574	739	20

(12) 3歳児健康診査 (単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	う蝕有病者数
36	1,741	1,652	189	151	99	141

尿検査	屈折検査
1,218	1,213

視覚検査			聴覚検査		
実施者数	二次検査対象者数	要精検	実施者数	二次検査対象者数	要精検
1,611	642	123	1,611	341	19

(13) 乳幼児ケア (経過検診) (単位 人)

実施回数(回)	受診者数	経過観察	要治療・精検
12	67	47	2

(14) 乳幼児健康診査事後フォロー教室

親子教室 (1歳6か月児)	
実施回数(回)	参加者延人数(人)
48	1,069

(15) 家庭訪問実施状況

	被訪問指導 実人数(延人数)		職 種 別 人 数 実人数(延人数)									
			保 健 師 等		助 産 師		管理栄養士		歯科衛生士		心理相談員	
妊 婦	29	(53)	26	(50)	3	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
産 婦	823	(930)	191	(288)	632	(642)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
未熟児	134	(156)	48	(68)	86	(88)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
新生児	38	(38)	21	(21)	17	(17)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
乳 児	1,271	(1,354)	723	(800)	541	(545)	5	(7)	2	(2)	0	(0)
幼 児	267	(366)	246	(344)	0	(0)	5	(6)	7	(7)	9	(9)
その他	107	(154)	106	(153)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

(16) 低出生体重児と保護者の集い（おひさまくらぶ）

実施回数(回)	参加者数(延人数)
6	54

(17) 育児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
24	436	32

(18) オンライン育児相談

件 数
7

(19) 7か月児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
24	484	51

(20) 子どもの生活習慣病予防対策事業

小児期からの規則正しい食生活や運動等によって、小児期における生活習慣病の予防に努めるため、次の事業を実施した。

ア 5歳児肥満状況調査を公私立幼稚園・保育所・認定こども園等の協力を得て実施し、肥満度の高い園児にPRし、希望者を対象に「子どもの生活習慣病予防相談」を行った。

参加者 親子3組

イ 巡回教室「育てよう、元気っ子教室」は、新型コロナウイルス感染症予防のため、対象年齢を5歳児のみとし、感染予防対策を講じた上で再開した。実施園数31園 参加園児数941人

保護者には希望があった園をとおし、リーフレットを配布した。

配布園数31園 配布部数1,020部

ウ 関係機関を対象にした研修会を対面式で実施し、その後動画配信を行った。対面式の参加者(12人)

(21) 永久歯萌出期歯科保健事業

4歳児・5歳児のむし歯予防と永久歯列の健全な育成を目指し、公私立幼稚園・保育園への巡回教室を実施した。

実施延回数(回)	参加者数(人)
25	621

(22) 思春期対策連絡調整事業

思春期の中学生等に対し、生命の尊さ、母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行った。

健康教育

実施延回数(回)	参加者数(人)
13	1,367

(23) 貧血予防事業

貧血予防のために食事や生活を改善するための教室を8回実施し、141人の参加者があった。

2 健康増進事業

壮年期以後の生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化予防のための保健事業の推進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を実施した。なお、健康手帳は、平成30年度から、健康増進法の一部改正により、厚生労働省のホームページから希望者がダウンロードすることになっている。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、一部中止や人数を制限して実施した。

(1) 健康教育

医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が従事し、保健センター等で実施した。

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
集 団 健 康 教 育	38	698
生活習慣病予防(講話)	3	83
肥満・予防改善教室	28	494
生活習慣病予防(栄養体験)	1	35
休養・こころの健康づくり(講話)	1	29
口腔の健康づくり	5	57

(2) 健康相談

保健師、管理栄養士等が従事し、保健センターで健康相談を実施した。

区 分	実施回数(回)	被指導 延人数(人)
ヘルスアップ相談 (個別相談を含む)	48	167

(3) 健康診査

ア 後期高齢者健康診査 (単位 人)

区 分	受 診 者 数
後期高齢者健康診査	13,183

イ その他健診 (単位 人)

区 分	受 診 者 数
その他健診	285

ウ 肝炎ウイルス検診 (単位 人)

区 分	受 診 者 数
肝炎ウイルス検診	2,412

エ がん検診 (単位 人)

区 分	受 診 者 数	要精密検査者数	がん発見者数	
胃がん	集 団	3,220	206	8
	施 設	252	8	0
大腸がん	集 団	4,155	252	7
	施 設	8,425	765	35
肺 が ん		22,785	840	7
子宮がん	集 団	2,452	25	1
	施 設	6,169	159	7
乳 が ん	集 団	2,042	180	10
	施 設	1,353	131	12
前立腺がん		137	4	0

オ 成人歯科検診 (単位 人)

区 分	対象者数	受診者数	要精密検査	要 指 導	異常なし
40歳	3,013	156	69	55	32
50歳	4,380	206	122	64	20
60歳	3,311	223	141	56	26
70歳	3,279	293	192	61	40
計	13,983	878	524	236	118

カ 骨密度測定

(単位 人)

測定者数	異常なし	要指導	要医療
317	111	118	88

(4) 訪問指導

(単位 人)

区 分	被訪問指導 実人数 (延人数)		従事者別訪問延人数	
			従事者	延人数
要指導者等	3	(3)	保健師等	4
40歳未満	0	(0)	管理栄養士	0
40歳～64歳	2	(2)	歯科衛生士	0
65歳以上	1	(1)	計	4
その他	0	(0)		
40歳未満	0	(0)		
40歳～64歳	0	(0)		
65歳以上	0	(0)		
計	3	(3)		

3 感染症対策と予防接種・結核予防

(1) 感染症対策

感染症予防のため知識の普及啓発を図るとともに、感染症発生時には感染症の類型に応じ患者宅及び周辺の消毒を行う。

なお、令和4年度の平塚保健福祉事務所管内の発生状況は、5類感染症が37件、4類感染症が4件、3類感染症が3件、2類感染症が23件、新型インフルエンザ等感染症が26,085件あった。

(2) 予防接種

予防接種法に基づいて、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ（小児マヒ）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒトパピローマウイルス感染症予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、ロタ、インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌及び新型コロナウイルスワクチンの接種を実施している。

予防接種実施状況

(単位 人)

種 類	接種者数				第2期 (二種混合)
	第 1 期			追加接種	
	初 回 接 種				
	第1回	第2回	第3回		
四種混合	1,342	1,390	1,379	1,438	
不活化ポリオ	0	0	0	0	1,461

種 類	接種者数			
	第 1 期			
	初 回 接 種			追加接種
	第1回	第2回	第3回	
三種混合	0	0	0	0

※三種混合は、平成28年7月に終了したため、終了後は四種混合に移行した。

種 類	接種者数	
	第1期	第2期
麻しん	0	0
風しん	0	0
麻しん・風しん混合	1,406	1,687

種 類	接種者数			
	第 1 期			第2期
	初 回 接 種		追加接種	
	第1回	第2回		
日本脳炎	1,560	1,522	2,210	2,235

種 類	接種者数
B C G	1,416

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
ヒトパピローマウイルス 感染症予防	997	960	742

種 類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
ヒブ	1,310	1,337	1,387	1,424

種 類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
小児用肺炎球菌	1,311	1,345	1,384	1,415

種 類	接種者数	
	1回目	2回目
水痘（水ぼうそう）	1,400	1,282

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
B型肝炎	1,303	1,341	1,352

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
ロタウイルス（1価）	635	630	0
ロタウイルス（5価）	647	676	689

種 類	接種者数
高齢者用インフルエンザ	38,286

種 類	接種者数
高齢者用肺炎球菌	1,793

種 類	接種者数				
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
新型コロナウイルスワクチン	211,362	210,308	178,150	126,034	64,448

出典：令和5年3月29日時点 ワクチン接種記録システム（VRS）LGWANポータルサイト

(3) 風しん対策事業

風しんの流行に伴う対策として、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しん予防接種費用の一部助成事業を実施した。

実施状況

対象者区分	助成人数(人)	
	麻しん・風しん混合ワクチン	風しん単味ワクチン
妊娠を予定又は希望する女性	121	5
妊娠している女性の配偶者（子の父親）	22	2

(4) 結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、胸部エックス線検診による健康診断を実施している。

結核予防事業実施状況 (単位 人)

種 類	種別	受診者数	要精検者数
胸部エックス線検診	集団	1,100	19

4 献血事業

市内各事業所、各種団体、学校等の協力を得て実施している。

献血状況

目標数(人)	献血数(人)	目標に対する達成率(%)	供給数(本)		
			200m l	400m l	成分
4,355	延3,861	88	222	3,639	0

5 地区組織活動

(1) 平塚市健康推進員養成・育成事業

健康づくりに関心のある市民に対し、運動と休養を中心とした地域の健康づくり活動を推進するために必要な知識、技術等を習得する平塚市健康推進員養成講座を実施している。修了者は平塚市健康推進員連絡協議会へ入会し、健康づくり活動を行っている。また、健康推進員となっている者に対しても、活動をより円滑に実施していくために平塚市健康推進員育成講座を実施している。

令和4年度は、養成講座を8回実施し、延74人が受講した。また、養成講座を修了した9人を健康推進員に委嘱した。育成講座は年4回実施し、延54人の健康推進員が受講した。

(2) 平塚市食生活改善推進員養成・育成事業

健康づくりに必要な食生活改善の重要性を理解し、自主的に実践し、地域活動を推進していくための知識と実践のための技術を習得する平塚市食生活改善推進員養成講座を、保健センター等で8回実施し、13人が修了した。

養成講座を修了した後、食生活改善推進員としての活動母体である平塚市食生活改善推進団体へ入会し、地域における組織的な食生活改善活動を行っている。また、平塚市食生活改善推進団体に対して、最新の食情報の提供と地域活動の推進のための助言指導、会員の育成支援を行った。

(3) 地域健康づくり活動推進事業

地域住民と行政との協働により、市民の健康づくり意識の向上を図ることを目的として地域住民による自主的な健康づくり活動の支援を行った。

実施状況

区分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
活動支援	7	107

6 地域健康づくり支援事業

市民団体及びグループ等からの依頼に応じて、健康教育を実施した。

実施回数(回)	参加者延人数(人)
6	185

7 健康づくり推進事業

平塚市健康推進員連絡協議会に事業を委託し実施した。

実施状況

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
健康ウォーキング (体験ウォーキング含む)	10	386
くすの木体操	35	650
地区ブロック活動 (健康教室)	4	138
体力チェック等の実施 (地域団体からの依頼、公民館まつり等)	8	741
機関紙「けんこう」の発行	1	—

8 栄養改善指導事業

平塚市食生活改善推進団体の協力を得て実施した。

実施状況

教 室 名	実施回数(回)	受講者数(人)
離乳食教室	8	128
地域食生活改善料理等教室	12	174
食育教室	4	34

9 食育推進事業

(1) 平塚市食育推進会議

市民一人一人が実践できる食育のまちづくりを目標とした「平塚市食育推進計画」の推進、見直しをすることを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された14人及び市民公募の2人の合計16人で構成している。令和4年度は対面会議と書面会議を各1回開催した。

(2) 親子で朝ごはんクッキング教室

新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、7月に3回開催し、35人の参加があった。

10 推進体制

市民健康づくり推進協議会

市民の健康づくりを推進するための施策を協議し、市民の健康増進に寄与することを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された11人及び市民公募の1人の、合計12人で構成している。令和4年度は対面会議と書面会議を各1回開催した。

第2節 保健センターと救急医療体制

本施設は、健康といきがいにあふれた、ふれあいのある湘南の都市の実現を目指し、保健事業を総合的に行う拠点として、平成20年4月に供用を開始した。

1階は休日・夜間急患診療所、休日急患歯科及び障がい者歯科診療所、2階は保健センター、3階は事務所部門となっている。

1 休日・夜間急患診療所

休日・夜間急患診療所の運営については、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会及び(公社)平塚中郡薬剤師会の協力を得て、休日の昼夜間、平日夜間の診療を確保している。

休日の昼間は内科、小児科、外科及び歯科で、夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。

平成20年度から第2・4日曜日の昼間に眼科及び耳鼻咽喉科の診療を開始した。

平日の夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。平成6年度から土曜に、平成26年度から月曜から金曜に外科を加えた。

2 産婦人科の休日医療

産婦人科においては、二次救急医療機関による輪番制で実施した。

3 二次救急医療

休日及び土曜日の昼夜間は、内科、小児科、外科、産婦人科(休日のみ)を、平日(月～金の夜間)は、内科、小児科を平塚・中郡地域内の4医療機関が輪番制で実施している。

救急医療対策事業実施状況

(単位 人)

区 分		休日	平日	区 分		休日	平日
休日・夜間 急患診療所	小児科	2,876	1,930	二次救急	小児科	520	1,422
	内科	3,080	2,184		内科	2,428	4,983
	外科	1,723	1,406		外科	1,678	1,218
	眼科	105	—		産婦人科	107	—
	耳鼻咽喉科	268	—				
	歯科診療	287	—				
	薬剤調剤	6,719	4,397				

4 障がい者歯科二次診療

障がい者の歯科医療を受ける機会を確保し、障がい者の健康の保持及び増進を図るため、(一社)平塚歯科医師会の協力を得て、木曜日及び土曜日に診療を実施している。

障がい者歯科二次診療利用状況

(単位 人)

診療日数(日)	初診患者数	再診患者数	合計	一日平均患者数
96	37	1,245	1,282	13.4

5 保健センター

本センターは、市民の健康増進を図るために地域保健活動を進めていく拠点となる施設でありセンターでの各種事業とともに、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会、(公社)平塚中郡薬剤師会等の主催による会議や講演会等にも利用されている。

保健センター利用状況

	種 目	回 数 (回)	人 数(人)
健 康 診 査	幼児健診 (1歳6か月、3歳)	72	3,120
	歯科健診 (2歳)	24	739
	結核健康診断	7	912
	胃がん検診	20	2,365
	大腸がん検診	20	2,862
	子宮がん検診	20	1,753
	乳がん検診	20	1,450
健 康 相 談	育児相談	24	436
	成人相談	48	167
健 康 教 育	母子健康教育	170	2,257
	成人・老人健康教育	38	698
会 議 ・ そ の 他	健康推進員会議等	79	785
	食生活改善推進団体 (調理実習)	24	407
	各種講演会・会議等	77	1,989
計		643	19,940

第8章 介護保険事業

高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

急速に高齢化が進む中、老後の最大の不安要因である「介護」の問題を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月1日より施行された。平成18年4月には、予防重視型システムへの転換や新たなサービス(地域密着型サービス)体系の確立などを盛り込んだ介護保険制度の改正が行われ、平成27年度には、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げや予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われた。

保険者として、令和2年度に策定した平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])(令和3年度～令和5年度)に沿って、介護保険制度の円滑な運用に努めた。

1 被保険者の資格管理

市内に住所を有する者のうち、65歳以上となる第1号被保険者台帳を作成し、これにより資格や賦課、徴収等に関する情報を記載し、異動等があればそれぞれの履歴管理をした。第1号被保険者は、令和4年3月31日現在73,000人であったが、令和5年3月31日では73,333人と、333人の増となった。

第1号被保険者の異動状況 (単位 人)

資格取得				資格喪失			
転入	65歳到達	その他	計	転出	死亡	その他	計
638	2,791	59	3,488	355	2,700	100	3,155

2 要介護認定・要支援認定に関する事務

介護給付及び予防給付を受けようとする被保険者は、要介護又は要支援の認定を受ける必要があるため、医療・保健及び福祉の各分野から委嘱された56名(8合議体で区分)で構成される介護認定審査会において、認定にかかる審査及び判定を行った。

令和4年度における認定申請書の受理件数は10,267件で、介護認定審査会を延べ280回開催し、認定調査結果や主治医の意見書に基づき、10,152件の審査判定(認定)を行った。また、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いとして、更新申請の場合で認定調査時に面会が困難な被保険者には、要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間に合算した。

平成18年度の制度改正により、要介護状態区分が予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」に区分されている。

(1) 申請件数

新規	更新	変更	計
3,426	5,123	1,718	10,267

(2) 審査判定(認定)件数

区分	非該当	要支援1	要支援2			
件数	87	1,278	867			
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
件数	2,286	1,791	1,467	1,335	1,041	10,152

3 保険料の徴収に関する事務

第1号被保険者の保険料は、政令で定める基準にしたがい、市が定めた保険料率により算定した額を徴収した。

第2号被保険者は各医療保険者が医療保険に上乗せして徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金を受けた。

(1) 第1号被保険者所得段階別状況

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
人数	11,204	5,151	5,015	9,841	9,596	2,397	7,066	828	4,254	3,946	2,796

第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	合計
5,774	1,860	1,134	1,183	420	868	73,333

(2) 保険料賦課徴収状況

保険料は、年金保険者（日本年金機構等）が支払う公的年金からあらかじめ天引きする特別徴収と、口座振替または納付書で直接徴収する普通徴収の方法により徴収した。

(令和5年5月31日現在)

区分	調定額	収納額	還付未済額	実収納額	未納	収納率
特別徴収	4,429,373,182円	4,432,595,109円	3,221,927円	4,429,373,182円	0円	100.0%
普通徴収	492,273,916円	458,446,721円	94,424円	458,352,297円	33,921,619円	93.11%
計	4,921,647,098円	4,891,041,830円	3,316,351円	4,887,725,479円	33,921,619円	99.31%

4 保険給付に関する事務

保険給付は居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに大別される。このうち居宅サービスは、要介護度に応じた支給限度額の範囲内でサービスが受けられる訪問通所と短期入所サービスの他、福祉用具購入費や住宅改修費などのサービスがあり、利用者の心身の状況や環境に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスを提供した。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域（市内13圏域）ごとに小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などのサービスを提供した。

施設サービスは、原則自己負担となっている入所者の食費・居住費について、低所得者に対して、過重な負担とならないように保険給付を補う制度が設けられている。

なお、「要支援1」、「要支援2」の利用者に対しては、介護保険の基本理念である自立支援の観点から、生活機能の維持・向上を目指す介護予防サービスとして提供した。また、事業者からのサービス費の請求の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託した。

(1) 保険給付の受給状況

(令和5年3月末現在)

区 分	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
介護認定の状況	1,607人	1,296人	2,903人			0人
区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
介護認定の状況	2,730人	2,552人	1,959人	1,560人	937人	9,738人
要支援1～要介護5の合計				12,641人		

(令和5年3月現在)

居宅(介護予防)サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	569人	674人	1,243人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
	2,043人	2,182人	1,287人	893人	528人	6,933人
要支援1～要介護5の合計				8,176人		

(令和5年3月現在)

地域密着型(介護予防)サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	7人	10人	17人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
	769人	675人	411人	234人	126人	2,215人
要支援1～要介護5の合計				2,232人		

(令和5年3月現在)

施設サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	0人	0人	0人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	67人	167人	540人	580人	331人	1,685人
要支援1～要介護5の合計				1,685人		

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの受給者数 9,925人

(2) 給付実績件数

(令和4年5月～令和5年4月審査分)

サービス名	件数 (月平均)	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問通所サービス計	6,766	1,375	1,769	0	18,830	23,907	15,045	10,956	9,308
訪問介護	2,238	0	0	0	6,173	8,029	4,969	4,005	3,678
訪問入浴介護	220	1	1	0	49	184	386	713	1,301
訪問看護	1,492	622	869	0	3,362	4,835	3,197	2,690	2,334
訪問リハビリテーション	266	80	180	0	564	918	628	476	347
通所介護	1,983	0	0	0	7,257	8,001	4,665	2,415	1,459
通所リハビリテーション	567	672	719	0	1,425	1,940	1,200	657	189
福祉用具貸与	5,428	4,717	6,813	0	11,427	18,261	11,013	7,713	5,194
短期入所サービス計	674	40	79	0	987	1,953	2,705	1,475	854
短期入所生活介護	657	40	79	0	965	1,893	2,628	1,436	848
短期入所療養介護	17	0	0	0	22	60	77	39	6
その他のサービス計	12,481	8,227	8,963	0	33,654	37,007	25,702	21,393	14,826
居宅療養管理指導	4,683	1,589	971	0	9,919	12,106	11,300	11,684	8,632
特定施設入居者生活介護	648	650	212	0	1,794	1,409	1,281	1,509	926
居宅介護支援	5,896			0	21,559	23,107	12,876	8,013	5,202
介護予防支援	1,114	5,770	7,600	0					
特定福祉用具販売購入費支給	79	92	93	0	203	236	161	128	40
住宅改修費支給	59	126	87	0	179	149	84	59	26
地域密着型サービス計	2,428	99	144	0	9,919	8,843	5,435	3,023	1,674
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25	0	0		44	108	45	76	26
夜間対応型訪問介護	11	0	0		22	18	5	17	65
地域密着型通所介護	1,643	0	1		7,856	6,724	3,220	1,258	661
認知症対応型通所介護	43	0	0	0	110	137	117	70	79
小規模多機能型居宅介護	242	99	143	0	927	654	636	356	91
認知症対応型共同生活介護	315	0	0		773	893	923	740	453
地域密着型特定施設入居者生活介護	42	0	0		33	110	138	171	54
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	47	0	0		0	21	183	210	154
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	60	0	0		154	178	168	125	91
施設サービス計	1,602	0	0		843	1,899	6,202	6,508	3,770
介護老人福祉施設	1,062	0	0		249	676	4,238	4,748	2,837
介護老人保健施設	517	0	0		582	1,222	1,945	1,641	812
介護療養型医療施設	2	0	0		0	0	0	22	7
介護医療院	20	0	0		12	1	19	97	114

※ 月平均は小数点以下を四捨五入しているため、各サービスの合計と各計が一致しない場合がある。

(3) 介護給付費の内訳

(単位 円)

保険給付等	介護予防サービス支出額	介護給付サービス支出額	合計支出額
居宅サービス等費	176,995,897	7,091,899,188	7,268,895,085
福祉用具購入費	4,459,107	21,525,220	25,984,327
住宅改修費	19,820,256	41,101,357	60,921,613
サービス計画費	64,821,170	1,110,816,595	1,175,637,765
地域密着型サービス費	16,966,178	3,327,705,328	3,344,671,506
施設サービス費	0	6,746,713,960	6,746,713,960
審査支払手数料		15,585,437	15,585,437
高額介護サービス等費		565,582,709	565,582,709
特定入所者介護サービス費	246,270	356,543,495	356,789,765
計			19,560,782,167

※ 審査支払手数料、高額介護サービス等費は介護予防・介護給付別の集計なし

5 地域支援事業

平成 18 年 4 月から予防重視型システムの転換などを目的として介護保険制度の改正が施行された。平成 27 年度には、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われ、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を柱とした地域支援事業を実施した。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険制度の改正により、要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の利用が望ましいことが判定された者（以下「事業対象者」という。）を対象に、従前においては介護予防訪問介護・介護予防通所介護として提供していたサービスを地域支援事業に位置付けて実施した。従前と同等の指定事業者によるサービスに加え、ボランティア等による多様なサービスを展開した。

ア 事業対象者の申請数

各地域包括支援センターにて基本チェックリストを実施し、令和 4 年度においては、116 人が介護予防・生活支援サービス事業を利用するために事業対象者の申請をした。

イ サービス事業費の内訳

(単位 円)

サービス名	内容	支出額
従前の訪問介護相当/訪問型サービスA (指定型)	指定事業者による従前の介護予防訪問介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	82,919,348
訪問型サービスA (委託型)	身体介護を伴わない生活援助	2,483,250
訪問型サービスB	ボランティア団体による生活援助	829,100
訪問型サービスC	専門職による短期集中的な訪問支援	0
従前の通所介護相当/通所型サービスA	指定事業者による従前の介護予防通所介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	292,428,444
通所型サービスC	短期集中的な介護予防教室	1,180,000
介護予防ケアマネジメント	ケアプランの作成等	53,664,356
高額介護(予防)サービス費相当事業費	利用者負担額が定められた限度額を超えた場合は支給	463,381
利用者負担額軽減支援事業費	東日本大震災により被災した介護保険被保険者の利用者負担額の軽減	27,993
計		433,995,872

(2) 一般介護予防事業

要介護認定に関わらず、原則、65歳以上の高齢者を対象として、個人の状況に合わせた介護予防を図るための事業を行う。

ア 健康教室

医師や歯科医師など専門家から体のことや口の健康についてなど、健康管理に役立つ話を聞くことで、介護予防について知識の普及啓発を行った。

イ 健康チャレンジリーダー養成講座

地域で活動している住民主体の通いの場(サロン)等において、介護予防を推進するリーダーを養成する目的で3日間の研修形式で実施した。

ウ 通いの場(サロン)

平成28年度より高齢者が気軽に通える健康チャレンジに取り組む場として支援している。

エ ひらつか元気応援ポイント事業

事業への参加を希望される65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行い、活動の実績により手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納のない方に交付金などを交付する。

事業名	開催回数	受講者人数(延べ数)
健康教室(市直営)	3回	65人
健康チャレンジリーダー養成講座	1クール(3回1クール)	5人
通いの場(サロン)		
実施団体数 146団体	15,643回(延べ回数)	155,178人(延べ人数)
(町内福祉村 18団体)	(町内福祉村 7,457回)	(町内福祉村 67,369人)
(町内福祉村以外 128団体)	(町内福祉村以外 8,186回)	(町内福祉村以外 87,809人)

	事業費	委託事業者	実施回数	延参加者
ひらつか元気応援ポイント事業	92,300円 (交付金交付額)	1法人	受入施設 72箇所	(会員数) 122人

(3) 包括的支援事業

平成18年4月に在宅介護支援センターに代わる地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託をして8箇所設置した。平成28年度から29年度にかけて5か所増設し、令和3年度末時点で、計13箇所に設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員の専門職を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援等を行っている。

また、平成29年10月には地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から在宅医療・介護に関する相談を受けたり、多職種連携を図る研修を実施したりする「平塚市在宅医療・介護連携支援センター」を平塚市社会福祉協議会に委託して開設した。

認知症支援施策としては、認知症本人の情報発信支援を行うとともに市民への認知症に対する理解と予防策の普及啓発に努めた。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症地域支援推進員や「認知症初期集中支援チーム」の活用やタブレット端末を利用した簡易認知機能検査を実施するなど支援体制の充実を図った。また、新たな取り組みとして診断後初期支援のひとつである「認知症の人とその家族への一体的支援プログラム」を推進するため、実施団体への補助事業を開始した。

	事業費	相談等取扱件数
平塚市地域包括支援センター (13箇所)	272,096,000円	28,638件

(4) 任意事業

地域の実情に応じた事業の取り組みを目的としており、家族介護支援事業等必要な支援を行う。

ア 家族介護教室事業等

事業名	事業費	委託事業者	延べ数
家族介護教室事業 (集団)	300,000円	3法人	36人
家族介護用品支給事業	3,904,560円	1社	402人
成年後見利用支援事業 (市長申立)	245,090円	—	21件
成年後見利用支援事業 (報酬助成)	3,097,101円	—	16件

イ 介護相談員派遣事業等

事業名	事業費	事業内容
介護相談員派遣事業	842,888円	15施設、280回
介護保険任意事業		
ケアマネジメントリーダー活動促進	50,000円	研修会1回開催
ひらつか地域介護システム会議運営委託	1,789,700円	部会、事業別連絡会

6 事業者一覧

平成18年4月の制度改正により介護予防サービスが創設された。指定介護予防サービス事業者は、生活機能の維持・改善に向けたサービス提供を行っている。

(1) 介護給付サービス事業所（要介護1～要介護5の利用者を対象） 令和5年3月1日現在

	指定事業所数		指定事業所数
居宅介護支援	67	認知症対応型共同生活介護	19
訪問介護	61	認知症対応型通所介護	2
訪問入浴介護	5	小規模多機能型居宅介護	10
訪問看護	68	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
訪問リハビリテーション	21	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
居宅療養管理指導	352	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
通所介護	35	夜間対応型訪問介護	1
通所リハビリテーション	8	看護小規模多機能型居宅介護	3
福祉用具貸与	18	地域密着型通所介護	61
特定福祉用具販売	18	介護老人福祉施設	14
短期入所生活介護	19	介護老人保健施設	6
短期入所療養介護	6	介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	20	計	820

(2) 介護予防サービス事業所（要支援1、要支援2の利用者を対象）

	指定事業所数		指定事業所数
介護予防支援	13	介護予防特定福祉用具販売	18
介護予防訪問入浴介護	5	介護予防短期入所生活介護	18
介護予防訪問看護	63	介護予防短期入所療養介護	6
介護予防訪問リハビリテーション	21	介護予防特定施設入居者生活介護	19
介護予防居宅療養管理指導	331	介護予防認知症対応型共同生活介護	19
介護予防通所リハビリテーション	8	介護予防認知症対応型通所介護	1
介護予防福祉用具貸与	17	介護予防小規模多機能型居宅介護	10
		計	549

7 平塚市介護保険運営協議会

介護保険に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するため、平成12年9月8日に平塚市介護保険運営協議会を設置した。平成18年4月の制度改正により、地域密着型サービスの指定、指導・監督権限を市が有することとなった。介護保険事業計画の整備目標に基づく指定にあたっては、介護保険運営協議会の意見を徴している。

協議会は被保険者代表、事業者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された14人で構成されており、介護保険事業計画の策定及び変更、進捗状況の評価等を行うことを目的とし、令和4年度は3回開催された。

8 平塚市地域包括支援センター運営協議会

平塚市地域包括支援センターの設置・運営に当たって、その公正・中立性を図るために、平成18年8月に平塚市地域包括支援センター運営協議会を設置している。

委員は1号被保険者代表、2号被保険者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された11人で構成されており、令和4年度は3回開催された。

9 平塚市在宅医療介護連携推進協議会

在宅医療・介護連携の課題の抽出及びその対応策の検討や切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築、推進のため、平成29年4月より平塚市在宅医療介護連携推進協議会を設置している。

委員は医療関係者の代表、介護事業所の代表、学識経験者等から選出された15人で構成されており、令和4年度は3回開催された。

第9章 市民病院

病院総務課

本院は、昭和43年に設立され、これまで市民や地域住民の求める良質かつ高度な医療の提供に努めてきた。現在は、将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025」のビジョンである、「持続的な健全経営の下、高度医療、急性期医療及び政策的医療を担い、患者さんの生命（いのち）を守る医療を行う」の達成に向けて、取組を進めている。

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症については、第2種感染症指定医療機関として早期から患者を受入れ、県の医療提供体制「神奈川モデル」では、高度医療機関及び重点医療機関協力病院に認定され、重症患者や中等症患者の他、小児、妊婦等にも対応している。

1 業務量

(単位 人)

区 分	入 院		外 来	
	延患者数	1日当たり	延患者数	1日当たり
4 月	9,236	307.9	14,172	708.6
5 月	9,016	290.8	14,287	751.9
6 月	8,947	298.2	16,605	754.8
7 月	9,839	317.4	15,569	778.5
8 月	9,703	313.0	16,294	740.6
9 月	8,837	294.6	15,491	774.6
10 月	8,748	282.2	15,040	752.0
11 月	9,172	305.7	14,992	749.6
12 月	9,981	322.0	15,744	787.2
1 月	10,168	328.0	14,564	766.5
2 月	9,038	322.8	14,511	763.7
3 月	9,070	292.6	16,833	765.1
計	111,755	306.2	184,102	757.6
前年度	110,687	303.3	178,802	738.9
比較増減	1,068	2.9	5,300	18.7

2 職員数

(単位 人)

職 種		職員数	職 種		職員数
医 師		101	看 護 職	助 産 師	32
医療技術職	薬 剤 師	23		看 護 師	372
	診療放射線技師	30	事 務 職	管 理 栄 養 士	6
	臨床検査技師	32		一 般 事 務	39
	臨床工学技士	9		社 会 福 祉 士	5
	理学療法士	9		精 神 保 健 福 祉 士	1
	作業療法士	4		公 認 心 理 師	1
	視能訓練士	1		保 育 士	1
	言語聴覚士	3		技 能 労 務 職	看 護 補 助 員
				計	

3 収入・支出

(1) 収益的収入及び支出

収 入			支 出		
科 目	決 算 額	構 成 比	科 目	決 算 額	構 成 比
	円	%		円	%
病院事業収益	16,034,674,491	100.0	病院事業費用	15,440,578,531	100.0
医 業 収 益	12,664,213,293	79.0	医 業 費 用	14,807,313,332	95.9
医業外収益	3,171,301,308	19.8	医業外費用	169,669,782	1.1
特 別 利 益	199,159,890	1.2	特 別 損 失	463,595,417	3.0

(2) 資本的収入及び支出

科 目	決 算 額	構 成 比	科 目	決 算 額	構 成 比
	円	%		円	%
資本的収入	1,501,920,348	100.0	資本的支出	2,917,039,749	100.0
企 業 債	1,161,600,000	77.4	建設改良費	1,713,571,866	58.7
負 担 金	304,656,000	20.3	企業債償還金	1,189,161,883	40.8
貸付金返還金	12,015,028	0.8	差入保証金	878,000	0.0
差入保証金返還金	2,170,500	0.1	職員貸付金	13,428,000	0.5
寄 附 金	21,478,820	1.4			

4 器械備品等整備状況

注射薬払出装置	フラットディテクター型 デジタルイメージングシステム	人工呼吸器
セラビーム(紫外線治療器)	内視鏡システム	高精度線量計
血液ガス分析装置	X線TV装置	超音波診断装置
ビデオラパロスコープセット	大腸ビデオスコープ	乳房X線撮影装置
インピーダンスオージオメータ	HOLEPシステム	リニアック(高精度 放射線治療装置)
マルチスライスCT装置 (320列1台、80列2台)	白内障手術装置	人工心肺システム
IVR-CT装置	搬送用保育器	手術用顕微鏡
循環器用血管連続撮影装置 (バイプレーン)	デジタルガンマカメラ	X線骨密度測定装置
マルチカラーレーザー光凝固装置	磁気共鳴断層撮影装置(MRI) (1.5T 1台、3.0T 1台)	ナビゲーション システム
全身麻酔装置	分娩監視システム	遺伝子検査装置
紫外線照射システム	手術支援ロボットシステム	その他

